

第六十三回国会 商工委員会 議 録 第 五 号

昭和四十五年三月十一日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 塚本 三郎君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 大久保武雄君

理事 海部 俊樹君

理事 北澤 直吉君

理事 左藤 恵君

理事 始関 伊平君

理事 藤尾 正行君

理事 石川 次夫君

理事 中井徳次郎君

理事 多田 時子君

理事 松尾 信人君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

通商産業省公益事業局長 馬場 一也君

委員外の出席者

議員 建設省計画局建設課長 海部 俊樹君

議員 商工委員会調査室長 榎垣 五郎君

議員 榎垣 幸雄君

三月十日
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(予)
同月十一日
情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出第七四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
電気工事業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出、衆法第二号)
通商産業の基本施策に関する件(日本万国博覧会の開催準備概況)

○八田委員長 これより会議を開きます。
通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。
この際、日本万国博覧会の開催準備の概況について通商産業大臣から説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

○宮澤通商産業大臣 日本万国博覧会につきまして、簡単に現況を御説明申し上げます。
本博覧会の開催準備は、関係各位の御尽力により順調に進捗し、今月十四日の開会式を迎えるばかりになっております。
この機会に、皆様方のこれまでの御支援と御協力に厚くお礼を申し上げます。
すでに御案内のとおり、来たる十三日には日本館、日本庭園の開館開園式を行ない、翌十四日には天皇、皇后両陛下並に皇太子殿下及び同妃殿下の御台臨を仰ぎ、日本万国博覧会開会式を行なう運びとなっております。

昭和四十年、アジアで初めての万国博覧会を大阪において開催することを決定して以来、政府としては、「人類の進歩と調和」のテーマのもとに、博覧会を人種、国境、地域を越えた人類の交歓の場とするともに、東西文明の交流を通じて新しい世界文明の創造への一つの契機としたいと考えて、全面的な準備体制をとってきたところでございます。

幸い、世界各国の理解と協力を得て、多数の発展途上国を含む七十六カ国が参加することとなり、史上最大の規模で開催することになりました。参加各国のナショナルデーに訪れる政府賓客等外国要人も多数にのぼり、わが国の国際的理解を深めるまたとない機会であると考えております。

申すまでもなく、博覧会が真に成功するためには、できる限り多数の人々の参加が不可欠の要件であります。この意味で、入場者数も当初予想を大幅に上回り、五千万人程度になることが期待されておりますが、この場合、心配されておりました観客輸送問題、宿泊問題等につきましても、地元及び関係者の御努力によりほぼ対策が整い、ピーク時の入場者、宿泊者に対しても大きな御迷惑をかけることなく考えております。

しかし、政府としては、なお万全を期する意味におきまして、関係者の御協力を得て、交通対策、宿泊対策等の一そうの充実を期する所存でございます。

日本万国博覧会が順調に運営され、所期の目的を達成し得ますよう、皆様方の一そうの御支援をお願いする次第でございます。

○多田委員 最初に、昨日この会議を運んでおります最中に、日本橋の浜町で事故がございました。真剣な、崇高な論議をよそにこうした事故が相次いでいるという現実をよく見きわめまして、きょう二、三消費者という立場から申し上げてみたいと思ひますし、また当局のほうから明確な御回答をいただきたいと思う次第でございます。

まず最初に、きのうの事故のことからでございます。まずけれども、きのうの事故の現場は高速六号線の工事現場のわきの区道だそうでございます。あの辺は隅田川に近い下町の工場や住宅が密集しているところで、地盤沈下や、ウェイトの重い車の通行によって地盤沈下して、その圧力でガス管にひびが入ったというような経過のようでございますけれども、密集地帯でございますから、大事故に至らなくてよかったわけなんです、一昨年の暮れごろにもあの辺の浜町で事故がありまして、あのときは爆発事故でして、近くの家が軒焼けております。同じ浜町の事故でございます。概略、新聞等で知りましたけれども、まず当局のほうから昨日の模様について一言お話をいただきたいと思ひます。

○宮澤通商大臣 人命に差しわりのなかったことは不幸中の幸いでございますが、詳細につきましては、ただいま政府委員から御説明申し上げます。

○馬場(一)政府委員 先生ただいま仰せになりました、昨日の浜町付近における事故につきましては、ただいままでにかかっている状況を申し上げますと、これは工事現場そのものではございません。高速度六号線の工事を行っておる現場が近所にあるのでございますが、工事に直接関連して起こった事故ではないようでございます。ただ、工事をやっております建設関係の人が、その付近でガス漏れがあるというところを見つけたということによ

す。多田時子君、

○八田委員長 ガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。

第一類第九号 商工委員会議録第五号 昭和四十五年三月十一日

第一類第九号 商工委員会議録第五号 昭和四十五年三月十一日

るものかは、目下調査をいたしております。ただ、事故のあと始末をいたしまして、ガス漏れがございましたので、とりあえずそのガス圧を下げまして、掘り起こしまして、本十一日の三時半に復旧完了いたしました。したがって、供給業務そのものには支障はなかったわけでございます。もちろん人命の事故もございませんでした。原因をよく調査いたします。

○多田委員 新聞等でまた詳細報告をいただけたと思いますが、さらに検討を加えていただきたいし、調査を十分にしたいだきたいと思います。そうした事故統覧のたびに、いろいろ政府当局等では常にそれを反省し、改善に努力をしようというふうで、この前の国会での附帯決議にもそうしたことが明確にうたわれているわけでございますけれども、そう言っているそばから事故が起きる。そういうことで、施行規則とか技術の面とか、そうした面に重大な欠陥があるのではないか、こんなふうには疑われてもしかたがないというような状態ではないかと思いますが、この辺についてはいかがでございますでしょうか。

○馬場(一)政府委員 この事故につきましても原因は、ただいま申し上げたように、すぐ調査をいたしまして御報告申し上げたいと思います。が、一般論をいたしまして、先生お話しになりますように、こういう大都市のガス管が縦横にはりめぐらされている都会で事故あるいはガス漏れ等がございます、これは人命に損傷のある場合以外でも非常に多くの方々に不安を与えますので、われわれ、ふだんからガス事業者に対しては、特に冬季のようなガスの使用の多い時期におきましては、保安面に特に注意をするように指導をいたしておるわけでございますが、今後とも一そう、そういう事故がなくなりますように、あるいは少なくともなりまじうに、指導してまいりたいと存じております。

○多田委員 そのガスの埋設の場所が、きのうの新聞によりますと、一メートル、一説には五十センチ、こういうふうになっておりましたが、その埋設箇所というものが規則どおりであったかどうか。もし規則どおりであったとすれば重大な問題で、その辺のいわゆる施行規則といった点について、もう一歩詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 ただいまのガス事業法におきましては、導管が埋設されておりました、その上をいろいろ人馬が通り、あるいは大きな車両等が通りますので、そういう上からの積重に堪えられないように技術基準を定めておるわけでございます、この当該ガス管につきましても、そういう技術基準に適合しておることは間違いないものと思われまふ。

なお、ガス事業法が将来この法律によって改正になりました場合には、この法律によりまして、その工事方法あるいは技術基準等を定めました保安規程につきましても、現行法よりは一そう厳重な規制、監督をいたすようになっておりますので、今後ともわれわれとしても、この法律に準拠いたしまして十分に指導してまいりたいと思ひております。

○多田委員 最近、交通量が激しくなりまして、そうした地域が各所にあると思ひます。そういう圧力に耐えかねたガス管などがあちらこちらにあるとすればたいへん心配なわけでございますけれども、その辺に対しては特別な配慮がなされておりますかどうか、その辺についてはいかがなものでございましょうか。

○馬場(一)政府委員 おっしゃるとおり、最近道路の交通条件が、特にこういう都会におきましては昔と非常に違つてきておりますので、昨日もお答え申し上げましたが、新しい法律に基づきまして保安基準を検討いたします際には、昨年議論されましたガス導管防護対策会議の御答申の趣旨をも十分に尊重いたしまして、そこでのいろいろ技術的に検討なされておりますので、それを織り込みまして、ひとつ現行の基準にふさわしいような保安規程をつくるようにいたしたいと思ひております。

○多田委員 昨日の事故は十一時二十分ごろというところでございすけれども、通報を受けて現場にかけつける間に四十分の時間がかかったということ、パトカーとかボンブ車等よりもこちらの係員の現場急行がおくれたという点、その点の指導、対策、そうした点についてもう一歩深く御説明いただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 私ども受けておる報告によりますと、十一時十五分に事故の通報がございまして、それからガス会社の係員が直ちに現場にかけつけまして、そして先ほど御説明いたしましたように、ガスを遮断いたしました、一応低圧に切り変えたわけでございますが、その作業が完了いたしましたのが十二時ごろでございます。でございますから、現場にはむろんそれより早く到着をいたしました。現場には必要な措置をとっておりますので、十一時十五分から十二時に措置が完了した、こういう実情のように把握をいたしております。

○多田委員 先ほど通産大臣おっしゃいましたように、人命に損害がなかったことはたいへん不幸中の幸いであつたわけでございますけれども、もしここで火災でも発生したならば、これは大問題で、また、バルブを締めても、締めたと管内に充満したガスにも引火すれば、そこに火災騒ぎが起これないとも限らないわけで、こうした人命の尊重という立場から、先ほど対策についてはお話しただきましたけれども、もう一つ明快な御回答をいただきたいと思ひます。そうした問題に対する対策といふことが、先ほど概略御説明になりましたが、もう一歩現段階における対策についてよろしく願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 最近の道路事情にかんがみまして、導管の埋設についての技術基準につきましまして、先ほど、導管防護対策会議というものを、その趣旨に沿つて申し上げましたが、さらにもう少し詳細に申し上げますと、業界の中に技術基準委員会というものをつくりまして、この導管防護対策会議の趣旨を具体的に反映いたしました技術基準、保安規程というのをつくるように、

目下真剣に検討しております。それから昨日の事故につきましましては、事故現場に到着し、必要な処置をいたしましたことにつきましては、先ほど申し上げましたが、その間消防庁にも連絡をいたしまして、消防車が参りまして、付近に對しまして、とりあえず処置の済むまで火氣を使わないようにというPRは並行していたしておつたことを御報告申し上げます。

○多田委員 最後に検査方法でございますけれども、私も専門家ではありませんので、よくわからないわけなんです、いまでも何か長い棒のようなものを筒の中にさしまして、そしてそれでいろいろをかいで、ガス漏れがないかどうかを検査しているというふうな実情のようでございますけれども、何かやはり原始的な感じがいたします、このまま科学技術の進歩した現在でございすので、そうした検査方法等についてもう一歩——いわゆる原始的な行き方でもやっておられるのか、あるいはまた新しい方法を講じて検査方法をやっておられるのか、その辺についてよろしく願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 現在ガスの漏洩検査につきましては、ガス事業法の施行規則によりまして、漏洩の検査方法の基準等について規則がございす、漏洩検査をやる方法は、ただいま先生の仰せになりましたようなことからもう少し改善すべき点があるかどうかということもあわせて、現在、先ほど申し上げました基準委員会において検討しております。

なお、漏洩検査は、一応規則上は、高圧のものにあつては三年に一度、それ以外は五年に一度ということになっておりますが、実際にはそれよりもっと頻度を多く、二年に一度ずつ漏洩検査を実施しておる、こういう現状でございます。なお、検査方法につきましては、諸外国におきましても、現在やっております検査方法が一応どこでも用いられておまして、この方法が一審ベストであるというふうになっておるようでございますけれども、なお一そうよりよい検査方法がな

いかどうかということもあわせて、この委員会において検討いたしております。

○多田委員　きのうの事故の問題は以上にいたしました。次に、私も消費者の一人でございますので、消費者の立場から、きのうもここに出席させていただきまして、いろいろずつと伺っております。結局、宿命的なこととして、LPGガス業者、その次に簡易ガス業者、そして都市ガス業者と、この三段階になつておるように思われます。

都市化の発展するにつれて、当然一本売りのLPGガス業者等はだんだん締め出されていくわけで、昨日は、簡易ガス事業者の人々の補償の問題、保護の問題等について明瞭な御回答をいただきました。政府当局もこれを保護するという立場をとっていらしたようでございます。私は、もう一歩消費者という立場でいろいろ申し上げたいし、伺いたいと思いますが、プロパンガスを使用している家庭はいへん不安が多いということでございます。それで、どうしても都市ガスにかわりたいというのは、みんな一様に持っている気持ちでございます。

何が一番不安かといいますと、まず一つは、ガスに対する知識が浅いために、いつ爆発するかわからないというような危惧、これが一つの大きな危惧でございます。それからもう一つは、どうしても料金という点で不安定であるということです。メーターのついておりますところはいいんですけれども、これもまた原始的な話で、パネばかりで中の液体の量をはかりまして、お金をやり取り取つたりしているわけで、山間僻地になると、そういうこともない方ないと思ひます。が、東京都内でも、周辺区域になりますと、そういう問題がまだ残っております。一番心配なのは、いわゆる知識が浅いということで危惧の念を抱く。こういう点で、簡易ガス事業者のみでなく、いわゆる一本買いをしているような消費者も安心してプロパンガスを使っているという、そういうこちらの配慮がほしい、このように思ひます。何といつてもまだ都市ガスに比較しますと、

全体の六〇％はいわゆるLPGガスにたよっているわけでございますから、そういう人たちが、まず都市ガス普及までの間でも安心してそれが使えるような、そうした配慮を何とかしてほしいと思ひます。そういう点で、その点の消費者に対する指導といひますが、また業者に対する指導といひますか、そういった点について伺ひたいと思ひます。

○山下政府委員　LPGの保安につきましては、高圧ガス保安協会が事故防止のために種々な事業を行なつておられます。これは昭和三十八年に高圧ガス取締法に基づいて設立された特殊法人でございますが、技術的な事項について調査するとともに指導に当たつておられます。また業務主任者を講習いたしまして、これを全国に派遣しております。また容器の検査をいたしております。

○多田委員　いまの御答弁によりまして、いわゆる業務主任等に指導をして、各家庭の使用がそれ自体に浸透するような方法をはかつておられるのでしょうか。

○山下政府委員　高圧ガスの取り扱い、LPGの取り扱いに關しまして、その保安についての教育、啓蒙事業もいたしておりますが、それは法律の施行規則に規定がございまして、先ほど申し上げました業務主任者あるいはその代理者、それから各家庭の消費設備の調査に当たる調査員というのがあります。また一定規模以上の設備をいたしますときには、配管設備工事の監督者というものが定められてございまして、その講習を実施して、各家庭に設備しますときに保安上異常のないようにはかつております。

○多田委員　私、多くの方に当たつてみますと、だいたい御存じないわけなんです。知らないがゆえによけいな心配をする、こういうことでございまして、この法案の対象は簡易ガス事業者ということでございますが、その簡易ガス事業者というのは、ほんとうに一部分でし、むしろそれ以下の業者、ほんの一本売りの業者等がたいへん多いわけで、その人たちにもいまの指導が徹底されて

おりますでしょうか、どうでしょうか。

○山下政府委員　その点につきましては、高圧ガス保安協会が、御承知のように、法律施行とともに最近でございました協会だけに、できるだけ新しい方法を使いまして、家庭の皆さまに浸透するようにはかつております。その一例を申し上げますと、テレビ、雑誌等を通じて、消費者への啓蒙運動も行なつております。その一例を申し上げますと、昭和四十四年度の予算では、そのための費用等千八百万円以上を計上して、努力しておる次第でございます。

○多田委員　先ほど申しました料金の問題でございますけれども、前回の国会での附帯決議にメーター計量方式の普及促進をはかるというふうにございまして、確かにメーターがついておられますと、料金の支払いも比較的納得をした支払いができるわけなんですけれども、いわゆるはかりではかつて、幾らぐらいついたから幾らというふうな、ほんとうの目分量式な計算のしかたで料金の集金にあつた、どうしても納得してお金が払えない。払うことは払うのですけれども、何となくそこに一つの胸の中に残るものがあるようでございまして。メーターですと、これだけ使つたのだからというはっきりした表示がされておられますが、前回の附帯決議にありますがメーター計量方式の推進の程度はどの程度進んでおりますでしょうか。

○本田政府委員　お答えいたします。さきの国会におきまして、このガス事業法の改正法案の審議の際に、決議をいたしまして、メーター設置について促進するようにという御意見をいただいております。従来から、メーター設置によるメーター販売のほうは消費者の利益にかなうということで、メーター設置を推進しておるわけでございます。

当省といたしましては、LPGガスの団体に対しまして、LPG普及促進委員会を設けまして、メーター制を積極的に推進すると同時に、四十四年度におきましても、流通改善講習会というものを十六カ所行ないまして、これは各府県の持ち回

りでございますが、これによりまして、LPG販売業者にメーター販売を推進するようにということである指導してまいつたわけでございまして。

LPGのメーターの購入資金に対する助成の方法といたしまして、協業化によりまして協業組合を組織する場合には、中小企業振興事業団から低利の融資をいたすことにいたしております。それから協業化によらない場合でも、LPG販売業者に對しましては、中小企業金融公庫等の政府関係金融機関に對しまして、特別の配慮を求めるように要請をいたしております。本年度からは、LPGガスメーターのリース制度に對し、国民生活関連機器リース金融措置というものを新たに設けることにいたしまして、メーターの設置を促進するように配慮いたしておる次第でございます。

○多田委員　やはり附帯決議の中にプロパンガスの適正価格の維持ということがございましてけれども、現行体制でそれが十分であるかどうかという適正価格の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

○本田政府委員　お答えいたします。LPGの価格の問題でございますが、需給の不均衡に基づきまして、前にかなり変動したことがございまして、これに對して需給の均衡をはかるということを基本的な考え方としております。が、石油業法に基づいて石油の供給計画というのを作成することにいたしておりますが、この供給計画作成にあたりまして、LPGの生産数量等を計画化するということを考えております。

それから、御承知のように、五〇％が家庭、業務用でございまして、夏場と冬場で需要の季節差が非常に大きゅうございまして、夏場の供給力を確保するという必要がございまして、この確保のための貯蔵タンクの増強というものを考えております。四十四年三月末には八十六万トンでございましたが、ことしの六月には百十三万トンに増強することにいたしまして、これで六十六日分程度が備蓄できることになっております。これに

よりまして需給の季節差を緩和することによりたい。もし、それでも足りない場合にはスポット輸入をするということ、四十四年は二十五万トンの輸入を行ないまして需給の調節をはかっております。なお、今後の問題といたしましては、タンカーの建造等によりまして輸入力を増加するようにより取り計らうつもりであります。

○多田委員 その需給の調節といいますが、それによって適正価格が維持されるということでございますか。

○本田政府委員 お答えいたします。

需給の調節によりまして、たしか四十三年度以降は卸の価格としてはそれほど動いておりません。この趨勢を維持してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○多田委員 現在のプロパンガスの料金の算定基準なんです、都市ガスですとはっきりしております。たとえば七立方メートルまでは二百六十六円五十六銭、それから八立方から七十二立方までは一立方メートル増すごとに二十二円八十五銭の増。この先はわかりませんけれども、こういうふうに、一応私たちが理解できる範囲で算定基準というものが明瞭になっております。その場合、プロパンガスと比較しますと、どうもプロパンガスの算定基準というものが私たちに明瞭でない。その辺をひとつお願いしたいと思います。

○本田政府委員 お答えいたします。

LPGの価格につきましては、特に料金についての許可制度を設けておるわけでございませんで、需給を反映して自由に価格をきめるという形になっておるわけでございます。地域的に、LPGの入手に経費がかかる、あるいはその他の諸施設について条件の異なるために、ある程度価格の差があることはやむを得ないと思っております。わけでございますが、原則としては、基本的な需給の均衡をはかることによりまして、卸価格の変動を押えていくことにより、価格の平均化と一定した価格の水準を維持するというに指導いたしておる次第でございます。

○多田委員 消費者保護の立場から、その価格の算定基準というものの、いろいろむずかしい問題もあるかと思ひますけれども、なお一そう、皆さんが安心して払えるように、メーターと同時に料金の適正化という問題をさらに今後推進していただきたいと思ひます。

もう一つ、別の問題に移りますけれども、このガス事業法の改正法案の第十六条に「一般ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域又は供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。また、以前の附帯決議の中にもございませうけれども、サービスマンとして本位とする、そういった一項もあるわけですが、供給規程は、本法の趣旨にのっとりサービスマン本位のものとする、こういう附帯決議もございませうし、前回の附帯決議の中にも、いわゆる消費者保護という問題でいろいろ明確に明示されておりますけれども、いま具体的な例を二つばかりあげまして伺いたいと思ひます。

これは一つは、世田谷の粕谷町三十番地、この辺は、その前の道までガスが来ておりました、うしろにもガスが来ておりました、その辺の中間地帯の三十軒ばかりにガスが引かれていない。これは都市ガスでございませうけれども、当然そこに何世帯かたまりまして、家庭がふえますと、LPGガスの使用をどうしても都市ガスに切りかえたいというのが人情でございまして、それが昨年の三月ですか、都市ガスを引いてもらうように申し込みをしまして、それから約一年近くたつたことしの初めに、ようやくガス会社の方が見えられて、本管の負担金というふうなお話があつたさうでございませうが、それが値段の折り合いがどういふふうについたのかわかりませうけれども、とにかく私が話を聞いた本人の話によりますと、二月四日に何軒かの分を集めて、二十七万二千八百七十四円と金額まではっきりと教えてくれたわけですが、それも、それを営業所に支払つた。その際に、いづろから工事が始まるでしょうか、当然さういふふうに伺つたと思うのですが、二十五日ごろには

ということでしたそうですが、いまもって返事がない、こういうことでございませう。

それで、これはいろいろな手数もかかることで、若干の遅延はやむを得ないと思ひますけれども、そうした人たちに對して、では二十五日と思つたけれどももう少し延びるとか、その後どういふふうに計画を進めていくとか、何らかのそうした消費者サービスマン本位のことを考えますと、その辺にもう一つ親切の手が足りないのではないかと、さういふふうに考えるのでございませうが、その辺に對する指導体制といひますか、さういふ点について一言お願いしたいと思ひます。

○馬場（一）政府委員 ただいま先生からお話のございました世田谷の粕谷地区と申しますか、その地区におきます工事の申し込み、その処理状況というのを私も一応調べてみたわけでございますが、ただいま先生のお話になりましたように、昨年の四月でございませうか、その地区からお申し込みがございまして、いろいろ、工事負担金の打ち合わせでございませうとか、設計でございませうとかいふようなお話し合いをいたしまして、昨年の十二月に、いわゆる各戸で支払つていただく工事負担金について案がまとまりまして、東京瓦斯のほうからその地区の方に負担金の提示を申し上げました。それに対して、ことしの一月にその三十一戸のほうから、それを了承したというお返事があつたさうでございませう。それで一月に話がまとまりまして、ことしの二月にいわゆる各戸の内管工事につきましては、これは各戸でそれぞれ異なるわけでございますが、それにつきましては、三十一戸からそれぞれ入金をお願いした、あとは各戸で負担していただく。いわゆる工事負担金といひますか、本支管を引きますので、その負担金につきましては目下まだ全部入金をしておりませんので、その入金を待ちまして、全部入金のあり次第工事に着手いたしまして、始まりませうれば大体二カ月前から工事が完成をする、こういう状況のよう聞いております。

をいたしまして、工事負担金の入金を待つておる、こういう状況のようでございませうが、三十一戸でございませうから、それぞれ一部の支払いが終つて、工事がまだ着手されていないというその間の事情につきまして、東京瓦斯のほうからも、あるいは各戸に對しまして工事の事情等を中間的に御報告しておるのではないかとと思ひますけれども、なお、さういふ点につきまして連絡が十分なところがありませうれば、調べまして東京瓦斯のほうに十分PRをするように指導したい、さういふ考えております。

○多田委員 事情があると思ひますので、いま局長のおっしゃいましたように、各戸が納得のできるPRといひますか、さうしたものを進めていただきたいと思ひます。

もう一つは、これはちょっと足かけ三年越しになります、接上水の二丁目付近で、その辺は建て売り住宅が密集しているところださうでございませうが、一昨年の八月にその話がその付近の人々の間で持ち上がりまして、総数八十八軒、十月ごろに何か署名を集めたようでございませう。それで、その署名を集めたときには百三十軒になつておりました、その辺でたしか申し込んだと思ひます。いまは二百軒をこえているさうでございませうけれども、その間、まるまるにすると一年半ばかり、足かけにすると三年くらいになります、その間、都市ガスが早く引ければいいと思ひつつ、お金のないということもあるかもしれませうけれども、まず二百戸の家庭が集まつていられるでございませうから、もう少し何とか皆さんとの話し合い、さうしたことが進められてもいいのではないかと。また途中で、話が長くなりますので、十人ばかり中心者をきめて、その都市ガスを引くための推進委員などというものがつくられて推進してきていられるさうでございませう。何回も話し合いはするのですけれども、一向にその先へ進まないというところで、ガス会社に対する批判の声というものがその辺にたくさんあるわけでございます。消費者にしてみれば、自分たちの都合本位で、ガス

会社の都合のほうはいろいろ考えないと思いますので、そうした批判の声が結果されてきているように感じますが、この付近の事故に対してはどのような対応をいたしますか伺いたいと思います。

○馬場(一)政府委員 いただいた世田谷の横上水地区の事情に關しまして、これまで事情を調べてみましたところ、こちらのほうは、確かに先生御指摘のように、当初のお話し合いからいたしますと非常に長引いております。

それで、一応経過的に申しますと、昨年の七月にその地区についての設計がまとまりまして、会社側のほうから負担金の提示をいたし、これに対して先方、その上水地区の代表の方々から工事負担金を了承していただいたと、こういうことでございますが、その後、実はこの工事をいたしますにつぎまして、これは当該地区を都道補助五十四号線というのが工事計画がございまして、この道路計画があるということで、その道路計画に伴って施行、こういう予定だったようでございますけれども、その後、この都のほうの都道の計画がずいぶん先になる、五年ばかり先になるというようなことが明らかになりましたために、その支管の引き方を考え直しまして、そしてあらためて工事にかかる、こういう状況になりました、その間都道との調整が少し時間がかかりましたために、非常に負担金の話し合いがついてから工事が長引いております、こういう事情のようでございます。

ただし、これはその都道との関係があったにいたしまして、その間そういう事情があつていろいろおくれおくれおくれというその間の事情を、非常に長きにわたって、負担金の話がきまりましてから、その地区の期待されておる住民の方々に、十分PRしておらなかったようでございます、その辺のところは、ただいま先生御指摘のように、非常に消費者のほうは期待をしておられるわけでございますから、このPRが不足であった事情は確かにあると思っております。このことにつきましては、十分東京瓦斯のほうに、非常にPRが不足をしておりますので十分御事情を御説明する

るように指導をいたしました。

○多田委員 最後に、ガス業者同士の調整をはかるといふ点で、きのうはたいへん論議が展開されました、地方ガス事業調整協議会というものができてその間の調整をはかるといふことでございす。それは業者間の問題でございまして、今度は、消費者の苦情あるいは問題、そうした問題はどこへ行ったらいいのかわからずにもんもんとしているという家庭もたくさんあるわけでございます。そのことに關しましては、本法の五十一条に「ガス事業者のガスの供給に關し苦情のある者は、通商産業大臣又は通商産業局長に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることが出来る」というたつてございす。これはよくわかることなんですけれども、直接消費者がここへ苦情を申し出るといっても、ちょっとはるかかなたの雲の上の存在でございまして、手が届きません。ほんとうに消費者それ自体の声を、苦情を、どういふふうなシステムでそれを受けていくか、その点について伺いたいと思ひます。

○馬場(二)政府委員 ガスのいろんな問題についての苦情は、現行法におきまして、改正法におきまして同じでございすけれども、通産大臣または通産局長にお申し出をいたしまして処理することになっております。雪の上という仰せがございまして、各通産局にそれぞれ公益事業部といたしまして、現在公益事業課でガス課のある局もございすけれども、現在は東京、仙台以外の局におきましては、公益事業課の中でガスの仕事を処理しておりますが、すべて各通産局の公益事業課に電気ガスに關する苦情の相談所といふか、相談室といふのがつくつてございすので、そこへ何かございましては御遠慮なくお申し出いただきますれば、私のほうでお話を伺ひまして適切な処理をすることにいたしたいという体制にいたしておるわけでございます。

○多田委員 概略終わったわけでございますが、最後に先ほどの話に戻りまして、一番最末端の一歩売りのLP業者、そうした人たちに對する問題

が一番問題ではないかというふうに思ひます。都市ガス、これは問題ありません。簡易ガス事業者、これも今回のこれによつてはつきりいたしました。それ以下の非常に零細な業者が多いわけございす、それに對する今後の対策といひますか、指導といひますか、そういう点について最後に伺ひたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。

御指摘のうちに、LPGの販売業者は、ほとんどのものが月間販売量三トン以下というきわめて零細な業者でございまして、これの経営の合理化等を行ないますためには、容器の大型化であるとか、先ほどお話し出ましたメーターの取り付け等を行ないまして、経営の合理化をはかる必要があるわけでございます。

基本的な方向としては、協業化によりまして、協業組合等を組織してやることが望ましいわけでございます。そこで、この協業化に對しましては、先ほど申し上げましたように、中小企業振興事業団の低利の融資が行なわれるということにいたしております。それから事業協同組合組織によつて行ないます場合には、共同施設とみなしまして、容器の大型化あるいはメーター等に要する資金につきましては、やはり中小企業振興事業団の融資の対象にいたしております。それから、協業化によらない場合も、先ほど申し上げましたように、中小企業金融公庫等の政府関係機関から特に融資をしていただくように、中小企業庁長官の名前で各機関に要請をいたしておる次第でございます。

先ほど申し上げましたように、四十五年度からはさらにメーターリースについての金融も考慮するといふことになっておるわけでございますが、御指摘のうちに、きわめて零細なLPG販売業者でございすので、これの経営合理化については基本的なその協業化、共同化の方向でございす、そのほかに各種中小企業対策の中でその体質の強化をはかってまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○八田委員長 米原君。

○米原委員 いまも話がありました、いろいろな場合に住民に對して十分PRがされてないために、いろいろな摩擦が起つておる問題が幾つかあると思ひます。そういう点についてひとつお聞きしたいのです。

実はこれは通産省のほうもよく御存じだと思いますが、板橋区の新河岸二丁目です。その約二万平方メートルの敷地のところに東京瓦斯がガスホールダーを——非常に大きなものです。高さが四十三メートル。私、一昨日現地に行つてみたんですが、それを設置する問題について、住民が非常に不安感を持って反対運動が起つておるわけなんです。その経過を聞きに行つたわけです。そういう場合に、住民に對するPRが非常に不足していたんじゃないかということを私、痛感したわけです。現在のところ、通産省のほうも積極的に説得するという態度を持っておられるようで、これは円満に解決されることを望むわけです。

初めにつくられたときには、あのあたりは荒川の水で、工場が幾つかあつて、その密地帯じゃないかと考えておられたらしい。しかし行つてみると、すぐそばに都営住宅をどんどん建設しておるところなんです。一番高いのは十二階建ての住宅がつくられる。それから小さい小川がありまして、それを一つ越えた南のほうは、ガスホールダーができるところから幾つも。おそろく五十メートル、百メートルくらいのところかと思ひますが、そのあたりのところにニュータウンをつくるという計画で、赤羽台団地よりもっと大きなニュータウンがそこにできるらしい。そうすると住宅街のどまん中になるわけですよ。そういうところにガスホールダーを建てられるというので、実はいままで都営住宅に申請した人も、あそここの場所に来て、これは何だかあぶないんじゃないか、それで都営住宅の申し込み者も激減しているというのを聞きました。あいてるところもある。この住宅不足のときにそういう不安感を与えているんですね。これに單なる不安感

かもしれないです。これはしろうとが考えたので、実際はそんなに心配は要らないのかもしれない。しかし、そのあたりが十分にPRされてない、そのために逆に建設がおくられてしまつて、最初の一番はもうつくられておるわけですが、そこでストップしているわけです。通産省のほうも非常に慎重な態度で、十分に住民に説得してからというのを考えておられるようで、それはいいと思いますが、無益な摩擦を起こさないで仕事を進められたほうがいいと思うのですけれども、どうもそのあたりのやり方に、いままでのところまずい点が東京瓦斯のほうにあったと思うのです。

今度の法案でも、いままでの法案でもそうですが、こういうガス施設、ガス工作物を設置する場合、そういう地理的な条件、住宅街のどまん中に建てるというようなことですね。そういうようなことは、この法案ではどこで規制することになるのかよくわからないですが、いままでの法律でもそうです。これはどういふふうになっておりますか。

○宮澤國務大臣 政府委員からお答えいたします。

○馬場(一)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生仰せになりました板橋のガスホルダーにつきましては、お話のように、一号のガスホルダーはすでに許可になってきておりまして、今回問題になっておりますのは、さらに板橋地区の需要の増高にかんがみまして、板橋地区にもう一つガスホルダーが要するというので、いわば二号基のガスホルダーの申請が現在出ているという状況にある、そのものであると存じます。ガスホルダーの設置、これは新設の場合でも増設の場合でも同じでございますけれども、現行法におきまして、それにつきましては許可が要るわけでございます。

許可の条件といひますか、前議をいたします際の基準といひましては、その付近のガスの需要に応ずるためにこれは必要かつ十分なものであるかどうか、あるいはそういうものは過剰になるの

じやないかという、いわゆる設備それ自身についての検討、それからそれを實際にやる経営的能力、それからガスホルダーの設置がいわゆる公益上も必要であつて、かつ安全面も含めましてその場所につくることが適切であるかどうかというようなことについていろいろ審査を行ないまして許可をいたす、こういうことに法律上なつておるわけでございます。この許可をいたすにあたりましては、安全性について十分注意をいたすことは当然でございますけれども、同時に、地元住民の方々に、いま先生仰せになりましたような御心配等がございしますれば、十分そういう点につきましてはPRをいたしまして、御納得をいただいた上で建てるということが望ましいわけでございます。から、現在許可の申請を受け付けておりますが、同時に、そういう御心配があるということも伺つておりますので、十分地元住民の方に御理解をいただくように指導しておる最中でございます。

ただし、このガスホルダーそのものの設置につきましては、いろいろ住民の方にそういう御心配はあるかと思ひますけれども、ガスホルダーの設置に関しましては、安全面に関しまして非常に十分いろいろな審査の基準、技術上の基準がございします。特に住宅地等から、そのガスのホルダーの容量に應じてどのくらい離して建てるべきかということも基準をきまつておりまして、大体ただいま問題になっておりますようなホルダーの場合でございますと、ホルダーの場所からその付近の住家まで大体十メートルあればよろしい、こういう基準がございしますので、現在の位置的な関係から見ますと、御指摘の集団住宅からは約百メートルくらいの距離であるかと思ひますので、安全性は客観的には十分あると私どもは思つておりますけれども、先生御指摘のように、いろいろ地元住民の方にそういう点についてもっと御理解を深めていただくように東京瓦斯としてはやるように指導いたしておるところでございます。

○米原委員 それから、私さつきちよつと聞きたかったのは、そういう地点の設置を許可する場合に、この法律でいうと第何条のところが適用されるわけですか。どうも法文では明確でないような感じがする。

○馬場(一)政府委員 現行法で申しますと、ガス事業法の第八條「ガス事業者は、第六條第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。い。それで第六條は、いわゆる新設をいたします際にいろいろ当初の設備を許可いたしますが、その許可証に、おもなるガス工作物、ただいまのガスホルダーにつきましては設置の場所、種類、それから能力別の数というものをきめて許可証を出すわけでございます。今回の場合はそれをさらにふやそうということでございますから、その変更になりますので、その場合は八條によりまして許可をあらためてとることになるわけでございます。

○米原委員 これは、一般のしろうとでそういう知識がないために、ということもあると思うのですが、何しろ四十三メートルの高さですから非常にのどろろと思ひます。何か異様な威圧感を感じるのだらうと思ひます。しかし實際にはガスホルダーといふものはいままでも事故が起つたといふことがほとんどないといふことも私は聞いてゐるのですが、ガスホルダーについて、いままで何かが原因になつて災害が起つたといふような事例は比較的少ないのですが、私、聞いたのは、たとえば戦争中にアメリカの飛行機からガスホルダーが爆撃を食つたところも幾つかあるらしい。たとえばそういう場合でも災害には至らなかったといふようなことも聞いてゐるのです。が、そういうような点で何か統計でもありませんか。

○馬場(一)政府委員 球型のガスホルダーの事故につきましては、現在、終戦後そういう事故があつたものはございせん。ただ先生いまお話しになりましたように、戦時中に円筒型の有水ガス

ホルダーというホルダーに砲弾が当たつた事例がございしますけれども、この場合でも、ガスが上空に出まして着火をいたしましたのみで、いわゆる内部に火がついて爆発をしたということにはなつていないわけでございます。戦争後そういう事例はございせん。

○米原委員 ガス漏れというようなこともほとんどないわけですね。

○馬場(一)政府委員 そういう事例はございせん。

○米原委員 そういうことだとしますと、これは何よりPRが足りなかつたんじゃないかということをやけに痛感するわけなんです。行つて聞いてみますと、地元の住民は全然知らなかつた。私は東京瓦斯の会長の部長さんともあつて会ひまして、東京瓦斯のほうでは、板橋の区議会に行つて説明しているし、それから町内会の幹部には話した。それで伝えてくれということだったらしいけれども、町内会の幹部は全然やつていないのです。それでよこによこよこ大きなものができてきたのでびくびくしたといふような事情だったことはわかりますが、そういうことのために、よけい、知らないうちに住宅街のまん中にこんなでかいものを建てられたのでは、という気持ちになつたんだと思ひます。そのPRのやり方ですね。町内会とかいろいろ組織があります。これは必ずそう伝えなくちゃならぬ義務を持つてゐる組織でもありませんし、幹部がそういう態度をとつてゐるときはいろいろ問題を起すんだと思ひます。この場合は、町内会の幹部の不信任案が出て全部入れかわつて、ガスホルダー反対の立場に立つ人が結局いま幹部になつてゐるらしいのですが、そういうようなことを引き起こしているわけです。こういう問題については、PRという点でよほど今後考えなくちゃいかぬと思ひますが、こういう問題をやるときには大体どういふやり方でやるか。これは法案には書いてありませんが、どういふふうなやり方をやることになつてゐますか。

○馬場(一)政府委員 このガスホルダーを新しく増設することにつきましては、板橋の区議会にもお話をし、かつまた、その地区の町内会の代表の方々にもそういうお話を、東京瓦斯としてはいたしておいたようにございます。ただし、いま先生仰せになりましたように、町内会の役員の方が交代されたというような事情もその間にあったようにございますが、一応その周囲の方々に、そういうガスホルダーの増設のことについて御連絡する方法、あるいはPRする方法といたしましては、チャンネルとしては、そういう町内会の役員の方々にお話をし、それを各員にお伝えいただくというような方法をとっておたように私も聞いておりますが、なおその辺の事情は東京瓦斯にもよく聞いてみたいと思いますし、さらにもっといい方法等が一般にあるのではないかとこのことにつきまして、これはここだけの話でもないかと思ひますので、よく研究してまいりたいと思ひます。また先生のほうから何かお話しただくことでもございましたら、どういふ方法について御意見を承りたいと思ひます。

○米原委員 それともう一つの問題は、通産省の方も、あそこは工場地帯だというふうな考へておられたらしいけれども、あそこは都市計画では住宅地帯なんですね。そうすると、こういうものを設置する場合に都市計画と無関係につくっていくというやり方に、ちょっと疑問を感じる。こういうものを設置する場合に全然考慮に入れないことになっているのか。こういうことは規定にもありませんが、都市計画とか都市の景観上の点ですね。こういうものを町のど真ん中につくられたのじゃたらぬという、これは実際には危険でなくとも、そういう問題もあると思うのですが、そういう問題は、ああいうものを設置する場合に考慮に入れないのかどうか。

○馬場(一)政府委員 そのガスホルダーのあります地域は、私も調べますと、周辺は全部いわゆる都市計画法上の工業地域になっております。ただ団地のごさいますところは、もともと東京瓦斯がホルダー用に持っておりました用地を、その後都営住宅が建つということでも東京瓦斯が譲渡いたしました。その後その地域に住宅が建ちましたので、現在では都市計画法上は準工業地区と申しますか、そういう計画法上の地域になっているように聞いております。むろん専用住宅地域というように位置づけが都市計画法上なされておりますような地域には、ガスホルダーのようなものは都市計画法上建たないわけでございますけれども、現在ではいわゆる準工業地域というふうになっておるようになりましております。

○米原委員 それでは、おそらく東京都の計画のことをよく御存じないのじゃないかと思うのですが、東京都は、あそこからすぐ百メートルのところから始めて、赤羽台の団地以上のニュータウンをつくる。全くの住宅街のまん中になってくるわけです。実際に行ってみまして、その場で一つ発見したことがあるのです。というのは、お隣に工場があるわけですね。三和シャッター新河岸工場というのですか、そのこちらにガスホルダーの大きなのができていまして、これはそれから百メートル離れてない。五十メートルぐらいだと思ふのですが、その工場にドラムかんがずらっと五十ほど積んであるのです。この工場は以前にも火事が起こってまる焼けになった。そこにドラムかんが置いてあるのです。ガスホルダーそのものは、いまの御説明でも大体危険性がないと思うのですけれども、しかし隣で大きな火事が起こったり、そんなドラムかんが五十も置いてあるところで事故が起きないとは限らぬような感じがします。これは問題だということで、東京瓦斯の部長に私、話して、あれはどうなんだと言ったら、びっくりして、何とかあれは撤去してもらわぬと困るから処置しますと言っていました。こういうようなことを許されるのかどうかという問題です。

○馬場(一)政府委員 そのガスホルダーに近接しました工場にドラムかんが置いてあるという事情につきましては、私もなかなかに調査をいたしました。そういう点も含めまして、ガスホルダー自身は、先ほども申しましたように、漏洩あるいは爆発、火災等の危険がないように、その技術上の基準を満足してつくられることは間違いないと思いますが、ただそういう住宅が近傍にございまして、な場合、隣の工場のドラムかんがございまして、ガスホルダーの形状でありますとか、そういうものを含めて、一般の方に御心配をかけることが多からうと思ひますので、客観的な技術的なことを離れまして、たとえばガスホルダーの周辺に樹木等を植えましてあまり目立たないようにいたしますとか、景観に注意をいたしますとか、あるいは先ほどの問題に返りますけれども、ガスホルダー自身の安全性につきましてはなお一そう住民の方々によく御納得いただくように、いろいろな方法によりまして今後東京瓦斯に努力させていきたいと思います。

【委員長退席、浦野委員長代理着席】
○米原委員 もう一つ、住民が納得をなかなかしないといういろいろないきさつがあるのです。たとえば、このガスホルダーの工事の建設の許可が五月七日におりてゐるのです。これは私、東京通産局に聞きました。ところが、実際の工事は、許可がおりるより先にやっておるわけですよ。去年の二月からやっている。これは付近の住民はみんな知っています。そのようにほとんど周知徹底もされない。しかも工事のほうは、実際は認可を受けていないのに始めていたという事実があるわけですね。そういうところが非常に感情的な問題にさせているわけですが、こういう問題の処理をどうされるつもりかということですね。

○馬場(一)政府委員 今度のホルダーは二号基でございますが、先生だいま仰せのその問題は、第一号基のホルダーについてであらうかと思ひますが、これは昨年の五月七日に事業法上の許可をいたしました。十二月三十日に工事を完了いたしました。この五月七日に正式に許可をいたしました前に、会社といたしましては、いろいろ工事が始まりましてときに備へまして、工事用の資材等の搬入を、その以前にやっておたことが、あ

るいはあったのではなからうかと思ひておりますけれども、工事自身は、たとえ資材を山のように積みまして、事業法上の許可がございませぬ限りは始めてはならないことになっておるわけでございます。まして、それに備へて以前にいろいろ資材の搬入等をやっておたということが御指摘の点であらうかと思ひます。工事そのものは、繰り返して申し上げますように、資材を入れましたも、許可がない限りは絶対に始めてはならないわけでございます。

○米原委員 そうじゃないかと思ひていろいろ聞いてみたのですが、そうではないと言つています。つまり、五月七日の認可がおりたときには、下のほうはもうできていた。その付近の住民はみんなそう言つていますがね。

○馬場(一)政府委員 なおよく実態を調べてみますけれども、法律上はそういうことになっておりますので、もしそれに不適合なことをやっておりますれば、十分東京瓦斯に對しまして注意をいたします。

○米原委員 もう一点心配してゐたのは、これは、この問題が起つて、工事が始まってからですが、たしか社会党の都議会議員の方だと思ふのですが、現地に行つて、工事をやっている人に聞いたところが、大きな地震でもあったら、ここから——これは伸縮継ぎ手というところですが、そういうことで、何か工事をやっている現場の人が、非常に不安を抱かせるようなことをしゃべっているわけですね。責任者じゃないかと思ひますが、そういう点を、おそらくもう御存じだと思ひますが、十分調べて、そのあたりを、住民が不安を持たないように説得されないといけないんじゃないかということを、一つ痛感いたしました。これを言つておきます。

では、次の問題を若干質問します。

もう一つの問題は、今度の法案の中での、都市ガス事業者、簡易ガス事業者との競合する地域の問題です。そこで、それを解決していく問題ですが、この問題の、総合エネルギー調査会ガス部会の小

委員会報告を見ますと、「供給の相手方の数が一千世帯以上のLPガス小規模導管供給は都市ガス事業として行なうよう指導することが適当である。」という趣意が、この答申書では出ていないわけですね。答申書のその他の例の五十世帯以上のものを簡易ガス事業とするという点も、これもこの法案の原案では五十世帯と出たおつたが、この前の国会で七十世帯と修正されているわけですね。これはよくわかるわけですが、もう一つの千世帯以上、これに対しては都市ガス事業としてやる、この点は法律案の中には盛り込まれてないわけですが、これはどういうわけですか。そのあたりを説明してもらいたい。

○馬場(一)政府委員 この改正法案の当該部分は、たびたび申し上げておりますように、総合エネルギー調査会のガス部会の答申の線に沿って立案をいたしておるわけでございます。五十が七十に変わりました事情は、ただいま先生御指摘のとおりでございます。

答申には、大体五十戸以上千戸くらいまでを簡易ガス事業の領域というふうに御答申をいたしておるわけですが、それに沿って法律を立案いたしました段階では、いわゆる簡易ガス事業の下限と申しますか、何戸以上から公益事業規制をするかというところは、これは法律上きめておきませんと、法律案そのものが成り立ちませんので、下限につきましては、当初五十戸、今回七十戸というふうに法定いたしましたわけですが、上限につきましては、必ずしも法律上きめる必要がございませんし、かつ簡易ガス事業その他、いろいろ技術上の進歩、変化等もございますので、必ずしも法律上明定をいたすことにしておらないわけでございます。

ただし、ガス部会で千戸というふうに一応御答申をいただきました趣旨は、先日来るる申し上げておりますように、簡易ガス事業と都市ガス事業とは、その性格上は、公益事業としては同様でございますけれども、いわゆる実態が違ひまして、都市ガス事業のようなものは、かなり広い供給区域を持ち、その中で広がっていく将来の需要に対応い

たしまして、かなり大規模な発生設備を持ち、大規模な供給設備を持ってガスを供給していくという実態になじむ事業形態であるというふうに考えております。簡易ガス事業は、一応七十戸以上ある一定の限られた団地。そこでは、将来の伸びというようなことではなくて、具体的にそこに百戸なり百五十戸なり、そういう現に目に見えております需要に対して、簡易なるガス設備をもってそれに応ずるだけの供給配管をする、こういう実態のガス事業である、こういうぐあいに観念いたしております。

そこで、千戸以上ということになりますと、実態的には、むしろ都市ガス方式をもって供給したほうが適当なものに相なるのではなからうかという御答申をいただいたこともございまして、それでそういう御答申をいただいたものだからと思っております。そういうふうな、両方のどちらの形態がよりふさわしいだろうかという問題は、なお今後研究すべき問題があるかと思っております。法律上明定はいたしておりませんが、そういう趣旨に沿って、われわれといたしまして、一千戸以上の大きな供給区域に對しては、簡易ガス方式をもって対応するということのような趣旨がございました。簡易ガス方式よりむしろ都市ガス方式のほうがなじむのではなからうかという認識に立ちまして、実際の運用をはかってまいりたい、かように考えております。

○米原委員 ところが、実際の問題を調べてみますと、千戸以上のところに現に供給している簡易ガス事業があります。今度の法律案では、そういうものを強制的に都市ガスにするということは書いてないわけですね。それで、いまいろいろお話にあつたように、これが今後技術的に進歩する可能性もあつてきめられない問題だと思ひますし、現実が千戸以上のところがかなりあるということも聞いておりますが、そうだとすると、もう千戸以上を制限するというようなことは、たてまえとしてはしない。実際の処置としては、現実がいまま

でやってきたところは認めるということとていくわけですか。

○馬場(一)政府委員 このガス事業法が改正になつて施行されます日までに、すでに簡易ガス事業としての実態がもうあつて、現に事業が始まっているというものにつきましては、これは八十戸でございましょうが、千戸でございましょうが、すでに実態のあるものにつきましては、一定の経過規定を置きまして、六十日以内に所定の届け出をすれば、そのまま簡易ガス事業として認めるということになつてゐることは、御指摘のとおりでございます。現に千戸以上の実態を有するものは、全国にどのくらいあるかということでは、数例でございます。私どもの把握しておりますところでは、数例でございますけれども、そんなにたくさんはないわけでございます。

○米原委員 問題がいろいろ起こるのは数例かもしれないけれども、そういうところが現にある。そういうところとは都市ガスの供給区域になつてゐる。しかし実際は都市ガスが供給してゐない。いろいろ運動をやつても供給してくれなかつた。二、三年の問題じゃないのです。もう十年近く運動をやつても供給してくれないというふうなところで、実際は簡易ガスが千戸以上のところもやつてゐる、こういうような事例があると思うのです。そういう場合に、今度の法案の方針では、そこに都市ガスの導管を布設するということになると競合する地域になるわけですが、そこで一番問題になるのは、結局いままでも長い間実績を持ってきた業者が次々と倒産するという問題が起つてくると思ふのです。まあこれは例の協議会にかけて決定されることになるでしょうけれども、かへましては住民は、都市ガスがついたら、それはけつこうだという感情が實際問題として強いと思うのです。消費者のことを第一に考えなくちゃならぬのはもちろんですけれども、しかし、いままでも何年間も実績を持って、そうして都市ガスが供給されない時期にそういう役割りを果たしてきてゐるのです。そういうものがつぶさ

れていくわけですね。そういう場合にどういふふうな処置をとれば――まあ補償の問題はこの法律には書いてないわけですが、実際のところは、どういふ方針で臨まれるつもりかということですね。

○馬場(一)政府委員 すでにこれは経過的に認めるものにはいたしてゐる、あるいはこの法律施行後に正式に簡易ガス事業として認めた場合、どちらでも同じかと思ひますけれども、法律上認められまして簡易ガス事業は、その供給地点につきましては、当然供給義務を持っておられますけれども、同時に、その地点につきましては供給の責任をいふわけですか、いわゆる位置づけをしておるわけでございます。この辺のところは、都市ガスが与えられた供給区域についての供給責任あるいは供給独占するのと、全く同じ関係でございます。

そこで、ある地点にすでに法律上認められまして簡易ガスがございます場合に、その地区で供給区域内にそれがございまして場合に、そこへ一般ガスが導管を延ばしていくというときに、その導管を延ばすについて競合する場所があるかと思ひますけれども、このときに両者が事実的に競合いたしまして、需要者の選択によつて、簡易ガスが廃業するとか、倒産をするというふうなことが競合関係の結果起る場合には、当然簡易ガスがその地点においてはそれだけの法律上の地位を持つておられますから、むしろ消費者といたしまして、それにかえて都市ガスをしたいほうがよろしい、こういう実態でございまして場合には、都市ガスのその計画を認めます場合に、両者話し合ひをいたしまして、簡易ガスの果たしておりました地位に対して十分話し合ひの結果、両者の間でしかるべき補償その他の話し合ひの結果を待ちまして、しかる後に都市ガスを延ばしていくということになるかと思ひます。かつ、その話し合ひについて、もし紛争等がございます場合には、必要があれば地方ガス事業調整協議会にはかりまして、円滑な解決をはかってまいりたい、かように存じております。

○米原委員 それじゃひとつ具体的な問題で聞きます。

一つ問題が起こっているのは、立川市のずっと端のほうですが、西砂川都営団地というのが今度できるわけですね。七月ごろには完成するわけですよ。そこに千三百戸の住宅ができる。問題は、これはずっと端のほうですが、それよりも立川の市街地に近いところに七、八年前に大山団地という——これも都営団地です。これも千三百戸ほどのところですね。この団地ができたときに都市ガスをしてもいいという要求が非常に強かったわけですね。しかしこれをどうしてもできなかった。結局全部プロパンガスが現に入っているわけですね。その後、立川に例のけやき台団地、これは一番大きな団地ですが、たしか四千戸から五千戸あるんじゃないかと思えます。この団地ができたときに、非常に大きな団地なのだから、そこに導管をしいた、そういういきさつがありまして、今度問題が起こったのは、西砂川団地、それよりも市街地のほうに近い大山団地でも、いままでプロパンでやっている。そこで立川のプロパンガス事業協同組合から、これもプロパンガスをやらしてもらいたいという申請が去年出ているのです。そうしていままでの事情もあるものですが、立川市の議会は満場一致で、これはプロパンガスを入れるべきだということを去年の十月初旬にきめた。ところが、そのあとだと思えますが、東京瓦斯を持っていくのだという申請もまた出ている。東京都の都議会ではこれは困っているわけですね。どういふふうにするべきか。いままでの経過から言いますと、つまり確かに東京瓦斯の配給区域にはなっているけれども、実際には全然配給しなかったわけですね。ですから、能力がないわけじゃないと思うのだけれども、実際はできなかったという経過ですね。それでやむなくプロパンガスをやってきたというこはいいのです。それで助かっておるわけですね。その際、今度大きなのができるとなると、これをつけるという問題が起こってくる。そうしますと、プロパン業者に

とっては、これはずっと聞いてみたのであります。が、その区域全体——立川市の場合、まだ半分がプロパンガスでやっているのだそうです。そのあたり七、八千戸プロパンをやっているわけですね。そうして新しく千三百戸というものができてくる。という中で都市ガスが来ますと、消費者としては、将来的には都市ガスを望んでおる者が実際問題として多いかもしれません。しかしそうなりますと、一万戸近いままプロパンでやっていたところが全部都市ガスにかわるとなりまして、中小企業、零細企業の影響を受けるというのは相当深刻なものだ。こういう問題が起こっているわけですが、これはどういふふうな措置されるかというのを聞きたい。

○馬場(一)政府委員 この立川市に計画されておられます先生仰せのいろいろの団地計画、その団地にいかなる都市ガスを供給するかということについて、いろいろ都市ガス業者とプロパン業者の組合の方々とその間にそういう話し合いがあるということ、私は、私どもも承知をいたしております。ただし、たゞいまの例でこれを一般論として考えてみますと、たゞいま都が計画されておりますこの団地自身は、まだこれから計画され、団地ができ、そこにそれぞれ入居される方がきまっています。その需要と申ししますのは、これから団地ができるに従って逐次発生してまいる需要でございます。これから発生してまいる需要に對してどちらのガスが適當であるか、こういう問題であるかと思ひますので、先ほど来先生から御質問のごさいますので、すでに団地があり、そこに供給をしておる簡易ガス事業者と、そして延びていく都市ガスとの間の紛争あるいは相互の関係をどう考えるかということとは、若干違った問題であるかと思ひておるわけでございます。したがって、この新しくできます団地につきまして、都市ガス業者も——これは具体的に申しますと東京瓦斯でございますが、それが立川市にすでに太い導管を延ばしておりますので、新しく発生する需要に對しては都市ガス方式をもって措置をしてみたい

いと東京瓦斯のほうは考えておりますし、また、すでに立川市にある簡易ガス事業者と申しますよりも、協同組合に入っておられる個々のプロパン業者の方々が、ここで簡易ガス方式で供給をしたいと思います。これもそういう期待をしておられる。いわばこれから発生する需要に對してどちらのガスを適當と考えるか、どちらを認めていくかという問題であるかと思ひますので、具体的な両者の計画が、もしその地点についてやりたいという計画が出そろいますれば、まさに東京瓦斯の供給区域内に簡易ガス事業者を認めるか認めないかという法律上の問題になるわけでございますので、いわゆる今度の新法の三十七条の四でございますか、簡易ガス事業者供給区域内に認めるかというのをきめてまいりたい、こういうことになるわけでございます。

○米原委員 この法律が実際に施行されるのは、きのうの説明でもおそろくことしの九月以降に降じやないかというふうにおっしゃいましたが、この団地ができるのは七月ですね。そうすると、どうしてもいまのうちにきめなければならぬわけですね。そういう点からいふという問題があるかと思ひます。つまり実績の点から見ますと、大山団地というのは実績があるのです。それで八年前も都市ガスには見捨てられてきたのです。これはいままでの法律の欠点ですが、きのうの説明では、実際に配給区域なのに供給しないというやうな実態の場合は、もう供給区域を削減することもあるのだ。今度の場合はそうなのとおもふのです。そういうことがいままでやられていたら、まさにこれは削減されたはずの場所なんです。そういうふうに見られるのです。そこにこういう問題が起こっているわけですね。問題は非常にデリケートなんです。もちろん消費者の利益を考えたければいかに、同時に、いままでの実績——これは営業権を奪うことになりまから、新しいのだといわれるけれども、その区域は全部プロパン

でやっているわけですね。それだけで七千戸か八千戸のプロパンガスを供給しているわけですね。それにも全部かかってくる問題なんです。また家は建っていないですから、そのところは確定しないけれども、その地域全体に及んで、プロパン業者はほとんどつぶれてしまふだろうと思ひます。そういう問題なんです。だから、方針としてそういうほうでいくと言われても、現実には七月にはもうできてしまひますから、これは方針を出して指導しなければいけないのじゃないか、こう思ひます。

○馬場(一)政府委員 その地域の状況あるいは今後の団地計画等を見ますと、先生仰せられました大山団地というものは、たゞいま計画されております砂川団地の南側のほうにすでにできておりました。これはいわゆるボンベ入りの一本売りの業者の方が、この団地についてはそういう形態で供給しておるようでございます。それから、たゞいま仰せの都営の砂川団地と申しますのは、あるいはこしの夏ごろに団地計画が都の事業として本きまりになるのではないかと思ひますけれども、実際に団地が造成され、そこに住宅が建ちまして、そこに入居いたします人がきまります。は、まだこれからおそろく数年かかるのではないかと。したがって、まだここに具体的に実績を持つ必要者もありませんし、かつその需要にだれが供給したかという実績も、この地点についてはないわけですね。したがって、新しい地域に對して、いままで既存の立川市におられるプロパンの組合の方も、この団地に簡易ガス方式をもって供給をしたいという希望を持っておられますし、同時に東京ガスにおきまして、これは供給区域内でございますので、一般ガス供給方式によって供給をいたしたいという、これまた希望を持っておるわけでありまして、したがって、これから新たに発生する地域に對しまして、どちらの方式がなじむか、どちらをとるべきか。これは基本的には、その地区にこれから住まわれる住民の方々の消費者の利益から見て、どちらが適當かとい

うことを考えることが第一でございますが、同時に関連して申し上げますと、都営砂川団地の東側にございまして、この東京瓦斯の導管のある地域から申しますと、さらに砂川団地に至るまでの間におきまして、これはやはり二カ所ばかり住宅公園の相当大きな団地計画が同じように並行して進められておるようでございます。したがって、法律にもございまして、この地点の供給方式として簡易ガスあるいは都市ガスのどちらをとるかという問題のほかに、そこに簡易ガスを認めることによりまして、今度は、その周辺の将来生ずるであろう需要者にとってどういう影響が生ずるかということもあわせて判断をいたしますというものが、三十七条の調整の規定の考え方でございますので、これらの点を十分総合的に勘案いたしまして、一番いい結論を出してまいりたい、かように存するわけでございます。

○米原委員 いまのお話だと、今後総合的にいろいろな事情を勘案してきめてもらいたいということですが、一つ問題になるのは、局長の前任者の方だと思つて、東京都の住宅局長から通産省の公益事業局長あてにこの問題で問い合わせが出ておる。去年の十月二十四日です。いま言いました「都市ガスとプロパンガス小規模導管供給との競合につき、公正かつ合理的な取扱をしたい」、そういう点で東京都のほうから、どういふふうな考え方でも指導していったらいいかという問い合わせが出ておるわけですが、これに対して公益事業局長の回答が出ております。それを見ますと、いまガス事業法の新しいのがつくられておる、間もなくこれは新しいガス事業法ができるだろうということも予定しながら、同時に、例の総合エネルギー調査会ガス部会の答申案、これに基づいてやられるのだということで、先ほど聞きました一千世帯以上のところに供給する場合には都市ガスのほうが適当なんだ。これはさきの答弁では、それを必ずやらなければならぬということにはなっていないわけですが、そういう方針で指導しようという回答が出ておるのですが、そうだとし

ますと、いまの、これからそういう問題もいろいろ状況を勘案して決定しろというのではなくて、一方的にもう都市ガスにしてしまえという通達が出ておるのですが、これは矛盾しておるのではないですか。

○馬場(一)政府委員 昨年、都が砂川に都営住宅団地をつくるにつぎまして、ここにどういふガスを供給するか、それについて通産省としての考え方のようなものを聞かせてほしい、こういう東京都住宅局からの御照会がございましたので、これに對しまして通産省としての考え方というのを、ただいま先生御指摘のように、昨年の十一月に御回答申し上げておるわけでございます。

御回答申し上げております趣旨は、大体現在まだガス事業法は改正になっておりませんし、かりに改正になりましたとしても、施行はことしの秋くらいにならうかと思つておるわけで、それまでの間はあくまでどういふ方針で行政指導をするかという考え方を申し上げておるわけでございます。

回答しております内容は、ただいま申しましたように、この団地はいわゆる千戸をこえるような大規模の集団地点でございますので、こういうような大規模の集団地点に対する供給方式としては、先ほど申申し上げましたような考え方から、法律上、千戸に限るとか、千戸以上あつてはならないというようなことではなくて、都市ガスがそこに供給計画を現実に持つており、その計画がございす場合には、むしろ都市ガス方式になじむのではなからうかという、先ほど申しました総合エネルギー調査会の答申の線に沿いました考え方で行行政指導をやつておるということを御回答申し上げておるわけでございます。

ただし、これはあくまで、都市ガスがその地点に供給できる意思を持つており、現にそれに供給するための導管の計画等を持つておる場合でございまして、都市ガス供給区域内でありますとも、それに対して具体的な供給計画を持つていないというような場合におきましては、これは、千戸でございますし、何百戸でございますし、

を都市ガス方式が来るまで待つておるというわけにはまいりませんので、あくまで都市ガスとしての具体的供給計画があるという前提に立ちましての話を御返事を申し上げたわけであります。

○米原委員 その点が一番重大だと思つておるのですが、つまり供給区域の問題です。供給区域に対して供給する意思と能力があるかということが問題になっておるわけですが、実際にはおそろくやろうと思へばできないことじゃなかったのかもしれないけれども、長い間、二、三年の問題じゃなくて、実際は供給しなかつたという実態があるために、かなり大きな千戸以上のところにそういうプロパンガスが供給されておる。その付近一帯そういうなつておるわけですね。そういう実態があるものでありますから、そういう計画があるというだけでは、やはりどちらのほうも実際に現実の問題としていいのかという判断はなかなかつきにくいと思つておる。東京ガスがやるからとつたつて、実際に何年間もやらなかつたわけですから、その場合に一方的に、もうこれは千戸以上だから、都市ガスが来るからというのでは、事実そこで起こつたらどうなるかという問題もあつておる。これは、非常にこの指導のしかたは問題があると思つておるがね。

一般的な考え方としてはわかりません。この調査会の答申案の考え方というのはいままでですが、しかし現実の問題としては、ここではないまでも長い間そういう問題があつたわけですね。その場合に、これができる——ただ上のほうから言ひまして、実際にできるかどうかまだわからぬ。このあたりが、今度の法案ではその実施を監督されるわけですから、そうして実際に計画を出しても、これが実行されなければ削減ということもそれとていふのですから、その点は非常にいいと思つておるのですが、いまの問題です。大体そういう方向で嚴重にこれは見てもらわぬと、そうして同時に、それはその付近一帯の六千戸、七千戸に供給しているプロパンガス業者の倒産という問題になつてきますよ、おそろく現実の問題として、だ

から非常にこれは慎重にきめないと、上のほうでそう——一般的な考え方としてはけっこうだと思つておるけれども、これは現実にはいままでの実績からきておる問題ですから、慎重に扱つてもらいたい、こういうわけですね。

○馬場(一)政府委員 この地域は東京ガスの供給区域内でございまして、いままで東京ガスはその地域に対して供給してないじゃないかという実態があるかと思ひます。ただ、この大規模な団地というのは、この砂川地区におきましては、おそろく既成の市街地がずっと伸びていったということが必要がふえたということではなくて、いままでいゆる需要が全くなかつたところに大規模な千戸以上という団地の計画ができたところに、新規にいわばいままでゼロであつたところに、非常に大きな需要が発生をする、こういう問題でございまして。したがって、いままで東京ガスが十分供給計画を持つておりませんでしたのは、いままでの時点であつて、その地区にはまだあまり大きな需要がなかつたということがおそろく一つの原因でございまして、しかし、全然なかつたところからかなり大きな団地の計画が、この砂川団地を含めて今後続々と発生をする、こういう状況にどう対応するか、こういう状況であると存じております。

なお、先ほどの私の答弁をもう少し補足させていただきます。いたしたいと思ひますが、その千戸をこえるような大規模の需要に對しましては、エネルギー調査会ガス部会の答申によりまして、簡易ガス方式というよりは、むしろその大規模性から見て都市ガス方式のほうがなじむのではないかと、この考え方があるわけでございます。その場合に、当該団地は、これは千戸以上の団地でございまして、千戸以上だから、東京瓦斯の供給区域内だから、必ず東京瓦斯にやらせろということの前に実はもう一つあるかと思ひまして、先ほどもちよつと申し上げましたが、東京瓦斯が、現に近き将来に予想されるそういう大きな需要に對して、もしそれに対する真剣な確実性のある供給計画がないとい

う場合には、今度のガス事業法の考え方からいたしますれば、むしろそういう地域内でも、現実に需要が予想されるにもかかわらず供給計画を持たないというような場合でございましたらば、むしろその場合には供給区域を削減をいたしまして、この千何百戸という地区を白紙に返した上で、今度はその需要に対して都市ガス方式、つまり別の都市ガス方式をとるべきであろうという考え方に、考え方としてはなるのではないかと存じます。ただ、現実には東京瓦斯は、先ほど来申しておりますように、この地域の新しく発生する大きな需要に対して供給計画を現に持つておるわけでございますから、これとその簡易ガスとの申請の調整を、今度のガス事業法の精神、かつその大規模な需要に対してどう考えていくかという判断を総合的にいたしてまいりたい、こういうことでございます。

○米原委員 最後です。問題は、公益事業だということになっておりながら、そして意思と能力がないわけではいまいかかわらず、実際は供給しなかった。これで公益事業か。結局、相当大きな団地ができて、もうだいたいじょうぶ、これは収益性があるということになると始めるのですね。しかし公益事業というのは、ある場合には——もちろん全然採算を無視してやれと言っているのじやありませんけれども、当然ある場合は採算を無視してもやらなくちゃならぬというのが公益事業だと思ふのです。採算をとることばかり考えていて、そうして、ちゃんと配給区域になつていのに配給しなかったというところから、こういう現象が起つていふのだらうと思ふのです。今度の改正案では、そういう点かなり公益性のほうが強調されていふと思うので、それはけっこうだと思ふのですがね。その点を、まだこの法案は実施されなくても、例の協議会のやり方なんか十分に実際問題の解決にも採用されて、そうして実際に実施することがあるかどうかを厳密に確かめて、そうして同時に、いままでの中小業者の既得権益というものも十分尊重するという形で解決してもらいたい、こ

ういうことを申しまして私の質問を終わります。○宮澤國務大臣 ただいままでのお話、よく承りました。事情に即しました解決を慎重に考えてまいりたいと思ひます。○浦野委員長代理 午後二時から再開することとし、この際休憩をいたします。午後零時二十八分休憩。午後二時十五分開議。○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。電気工事業務の適正化に関する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。順次これを許します。石川次夫君。○石川委員 電気工事業務の適正化に関する法案について若干疑問の点を質問したいと思ふのですけれども、まず第一に、これは議員立法でありますので、委員長にひとつ伺ひをしたいと思ふのです。それはどういふことかという、今度の国会には、社会党では独自の議員立法の提案はしておりませんが、あるいはまた生産分野の確定の問題等、きわめて今日の中小企業対策として緊急欠くべからざる基本問題という信念を持って出しておる法案は、ほとんどどの目を見ても、なほ、審議をされたこともないわけでありまして、ところが、今度の電気工事業務法の問題にだけは、とりわけ緊急に提案をされ、そして熱心に審議を進めるといふ形になつていふのでありますけれども、これは議員立法というものが、立法府の性格からして非常に尊重されるということ、喜ぶべき現象だと思ふのであります。思ふのでありますけれども、なぜこの電気工事業務法だけが特に審議が進められて、われわれの側から、あるいはほかの野党の側から特に出されたものにつきましては、ほとんど審議が進められた経緯がいままでかつてな

かったということ、非常にわれわれは不満に思つておるのであります。しかし、この電気工事業務法を進めること自体にわれわれは異議をはさむのではなくて、議員立法というものが尊重されるということとは、われわれは賛意を表するにやぶさかではないのでありますけれども、それならば同時に、議員の中から出されたものも提案について、積極的に審議を進めるといふ習慣をこの機会にぜひ打ち立ててもらいたい、この点をお願いしたいと思ふのであります。○八田委員長 石川委員の御質問に対してお答えいたします。石川委員のお申し出のとおり、本委員会におきましては、議員の審議権、立法権というものを尊重いたしましたので、そこに甲乙をつけたいものに、十分に立法権を尊重して今後の法案審議に対処してまいりたいと思ひます。この電気工事業務の適正化に関する法律案につきましては、提案の順序に従ひまして、御承知のとおり、前国会あるいは前々国会等において審議を十分に施しております。またさらに今国会に提案されたわけでございますので、順序に従ひましてこの審議に入つたわけでございます。御了承のほどお願い申し上げます。○石川委員 委員長の答弁は一応了解をするわけですが、現実の問題として、この前は、中小企業省設置法案、あるいは中小企業と大企業との関係の生産分野の確定に関する法案、あるいは小規模企業振興法案、あるいは低硫黄鉱山振興法案等いろいろ出されたわけですが、ほとんどどの目を見ても、なほ、審議をされたこともないわけでありまして、立法府の権威いづにこれにやというところにもなるを得ない。ぜひとも、いま委員長の答弁された趣旨のとおり、議員立法というものは、もとより尊重して、立法府の権威を高からしめ、機能を十分に發揮せしめるといふことについて慎重にこれらに対処をしてもらいたいといふことを、まず最初にお願いをしておきたいと思ふのです。それで、この法案が政府提案にならなくてこの

ような議員立法になつた。私も、建設委員会におきまして相当長いことこれは審議をされて、五年間、五回ぐらゐ出されておると思ふのです。そのつど審議終了といふことになつたわけでありまして、これは議員立法として出されて政府提案にならなかつたといふこと、理由、それからいふまでも審議終了になつてきたといふこと、理由について、海部提案者のほうから一応ひとつ御説明をお願いしたいと思ふのです。○海部議員 法律の名前が初めのころや違つておりましたが、過去四回提案いたしまして、四回とも審議終了になつたわけでありまして、なぜ議員立法になつたかという最初の点について申し上げますと、当初通産省と建設省の間でいろいろ意見の相違した点などがありまして、それをめぐつて政府内部ではどうしても意見が一致しにくい点がある。そこで、これは政府提案よりも議員立法のほうに向く内容の法案であるという判断に立ちまして、議員立法として提案をした次第であります。なぜきょうまで四回流れたかということについて簡単に申し上げますと、当初出した原案の中には、電気工事士の数が複数存在しなければ業務として営むことができない、こういう内容でありました。この点に関して野党の皆さん方から、複数の工事を置かなければならぬといふことは、これは憲法違反の疑いもある。言うなれば、一人親方というものの存在を頭から否定する考え方はよくない。国民の電気保安の確保も大切であるが、業を保護することも大切であるといふ有力な反論がありまして、そのために成立をしないので審議終了になつてきた、このように私は理解をいたしております。○石川委員 建設省のほうと通産省のほうで意見の一致がなかつたという点、その点は一休どういふ点ですか。今度は一致したとおっしゃるのですけれども、いままでその点で調整がなかなかつたに、いまだこの点は、いまの複数制の問題ではないと思ふのです。あるいは、経験年数を短縮

るとか何とかいう、この問題とはまた別な点で意見の不一致があったのではないか、こう思われるのですけれども、この点御説明願いたいと思うのです。

○海部議員 一番基本的な問題は、建設省のほうといたしましては、建設業法というものがあって、建設業法の中で電気配線工事というものは一応規制、監督しておるので、二重の規制、監督の必要はないというふうなおおその立論であったと私は判断しております。

ところが、この建設業法というものができまして、そのいささつがそもそもありまして、やや古い話で恐縮ですが、昭和二十四年の三月二十九日に建設省と当時の商工省が覚え書きを交換いたしました、「電気配線工事専門に請負う者については、商工省において新たに法令を制定し監督を行なう場合は、その法律で建設業法を改正し、これを建設業法の適用から除外すること」という覚え書きが、建設業法施行のときに交換されておるわけでありまして、同時に、通産省では、たとえ電気工事士であるとか、あるいは電気用品とか、それらのものはそれぞれの取り締まりの規程を持っておりまして、業として営んでおる店に対する取り締まりの規程がなかったわけでありまして、保安確保の意味で今度新たにやろうとして提案をしたのでありますが、なかなか話し合いがつかずまして、そこで議員立法にしておるわけでありまして、昨年自民党の中で、この問題が建設部会と商工部会で問題になりまして、それぞれ通産省、建設省両省に話し合いをいたしました。法案の内容も建設業法に抵触しないような内容に改正をいたしました。昭和四十四年三月二十七日に、建設省の計画局長と通産省の企業局長、公益事業局長、三者の覚え書きが交換されました。その中で、反対をしないで成立に協力をする、問題点については今後いろいろと相談をしてみたいというふうなことで解決をいたしました。

ただ、きょうまでのいささつがございました

し、当時から野党の皆さんと内容点の修正等に努力しております。複数工事士を一人に切りかえるとか、あるいは消費者保護の規定を繰り込むとか、いろいろと野党間ですでに内容等を修正してきておりましたため、引き続き議員立法とした次第でございます。

○石川委員 建設省見えていますが。

○榎垣説明員 来ております。

○石川委員 建設省のほうで、その点についての御見解をひとつ示してもらいたいと思います。

○榎垣説明員 従来の古いいささつは、詳細は存じませんが、従来残っておりまして書類等によりまして、当初の電気工事士、電気業法に関する法律は、電気業の登録に関する法律というふうなタイトルであったように覚えております。そういったしまして、その内容とするところがほとんど現在の建設業法と重複する、こういう状態では二重行政ということにもなるし、また各業者及び国民にも迷惑を及ぼすことになるのではないかと、こういった理由で従来この話がつかなかったものというふうな私伺っております。しかしながら、今回は電気工事の保安に関する事項ということがこの主たる内容となりまして、いま海部先生が御説明になりましたようにいささつを縫まして、われわれといたしまして、建設業法との調整をとりまして、登録その他建設業法との重複するような制度ははずす、電気工事の保安に関する必要な法律規定のみを適用する、こういったことで二重行政にもならないのではないかとということで話し合いがつかっている次第でございます。

○石川委員 実は、建設業法の中でいわゆる建設業が分類されておりますけれども、一が大工さんで二が左官、六番目に電気配線工事というのが入っております。いま改正になっておるかどうかわかりませんが、最後が二十四で、ブロック工事というものが二十四番目ということになっておるわけですが、したがって、電気工事というものは建設工事にはなくてはならない付帯工事でありまして、これは建設工事の一部、建設業法の当然対象となるべき業種の一つであるということとは議論の余地がないと思うのでありますけれども、この建設業の一つ一つ、たとえば大工さんなり左官さんなりブロック工事というものの分類の一つ一つについて全般的に建設業法の適用があるということなんですか。今度工事にこの登録法をやるといふことになると、ほかの業種でも勢いそういうふうにならなければいけないのではないかと、しいて考えればどれもこれも必要性がないわけではなく、いふことにもなるわけでありまして、こういうふうな二重登録、それからこういうふうな建設業法の全体を乱すような形というのは、どう考えようかどうも好ましくないのではないかと、この疑問が出てくるわけでありまして、これらについて提案者と建設省の御意見をひとつ伺いたいと思うのであります。

○海部議員 建設業法に規定されておりますほかの業種のことについては言及いたしません。電気工事業というものが、特に一般の家庭の電気配線工事について非常にゆりやかなところがあるのではないかと。もともとことばを変えて言いますと、建設業法が規定しておりますのは五十万円以上の工事についてでありまして、ところが一般庶民の家庭である木造二階建て五部屋ないし六部屋の配線工事というものは、二万五千円から三万円くらいで終わってしまう工事であると聞いております。電気に対してしようとしてある一般人が、電気工事士をみずから監督したり、あるいは専門知識もないのに工事を規制することは不可能でありますので、やはり電気工事業を営むものを規制しなければいけない。そこにはいろいろな規制をして保安の確保をはからなければならぬ。これは建設業法の規定で五十万円以上はだいたいようぶであります。それ以下が業として何らの規制の対象になつていないという点を救済しなければならぬ、この判断をいたしております。

○榎垣説明員 原則といたしましては、石川先生おっしゃったとおりにおかれども考えております。

ただ、ただいま海部先生もおっしゃいましたように、電気工事につきましては特段の事情があるということによりまして、種々協議の末こういつたかっこうで出すことにわれわれも同意いたしましたわけでございます。

○石川委員 いまもつぱら言われておることは、電気工事、特に保安関係の対策としてこのような法律を必要とするということのようでありまして、けれども、これは考えようによっては、保安対策というものは、いままでの法案でできなかったものかどうかという疑問がないわけではないわけでありまして、それはたとえば電気事業法というものがあつて、一般用の電気工作物の調査義務というものは電気事業者がこれを負つておるというたてまえになっておりますし、電気工事士法というものであります。それからさらに、電気用品取締法というもので粗悪品の製造販売、使用規制をするというふうなことになるわけでありまして、建設業法の改正でこれをやればこれで事足りるのではないかと、この意見が当然出てくるを得ないのではないかと、規則で保安確保というものが一応されることになつておるものが、なぜされておらなかったかという点、いまの法案を改正することによってそれができないのかという点についての御説明を願いたいと思ふのです。

○海部議員 その御議論は過去何回あったわけでありまして、私も、たとえば建設業法を改正していただいて、工事金額のアップリミットを、極端なことを申しますが、五千円なり三千元なりにお下げいただくことができれば、それはわれわれの意図しておりますこの法律よりも、もっときびしい、もっと保安確保のために法律になる、こう思うわけでありまして、

ところが実際上としてはそれは全く不可能であるというところが、過去数年前の建設省との話し合

いや検討でわかったわけでありまして、電気工事士法によつて確保されるのではなからうか、こういう御意見であります。工事士法は電気工事に従事する者の資格、義務等を規定したものでありまして、業として行なう者をここに含ませることは不可能でございますので、やはり新たな角度からこの業法の必要性がある、こう判断をいたしております。

○石川委員 これは議論の分かれるところでありませうけれども、いままでは家庭における配線工事というのは電力会社が責任を持っておった。これはそのうち保安協会というものに移譲されたという事になっておるのでありますけれども、五十万円以下のものについては登録を要しない、主任技術者も置く必要がないというようなことが保安対策上非常に粗漏の点ではないかといううなことで今度の改正になったことは理解はするわけでありませうけれども、逆に言うところの懸念も持たれるわけでありませう。いままでは五十万円以下のものは登録業者でないものが自由にやれたのが、今度は既存の登録業者がさらに五十万円以下の中に入り込んでくるのではないかと、うな——これは私必ずしもそうだとばかりは言ひ切れないのでありますけれども、そういう既存業者のための法案である、保安対策ではなくて既存業者がそういうところまで入り込んでいくという道をひとつ開いてやろうということ、それから過当競争で業者が乱立をしておる、しかも労働力が不足であるというおきから、三年間という経験年数をきめることによって労働力というものを一応足どめをする。もちろんこの三年間の経験年数の中では、一つの業者にばかり勤務する必要はななくて、どこへでも転々としたって経験年数に変わりはしないというけれども、一応三年という歯どめをかませることによつて、何か労働力が一応安定する。こういう労働力を確保するため、あるいはまた五十万円以下の仕事にも既存業者というものが入っていけるというふうな道をつくるための業者対策である、こういうふうな批判もされておる

わけであります。その点についてどうお考えになつておるか、ひとつ御説明をお願いしたいと思つておる。

○海部議員 御指摘のような点につきまして、私もあくまで保安の確保ということを目的として掲げておるわけでありまして、複数のにいろいろな目的があるわけですが、先生がおっしゃるように、たとえば若年労働者をくづつに、労働力不足のときにこれを補うためにやるのではなからうか、こういう御懸念がございませうが、それは絶対にごさいます。それは同一店において経験を積み重ねなければならぬのではなくて、どこかの店で経験を積んでもその三年間というものは有効でありますから、若年の足どめにはなりません。

それからもう一つは、五十万円以下の工事へ既存の業者がなだれ込む道をつくるのではなからうか、こんなような御意思のようでありますけれども、そういうことの心配も私も実はしておらぬわけでありまして、むしろいままで野放しになつておつたという言い過ぎかもしれないが、規制がなくて、保安の確保のための台帳や元締めが明確にされておらなかつた五十万円以下の工事、それはいうならば一般国民の家庭が対象になつていくわけでありませう、いま保安協会ができたというお話がありましたが、その保安協会の検査というものが二年に一本でありまして、欠点を見つけた場合に代執行をする権限もありませうし、きわめて不安定なものでありますので、この際、工事そのものを規制をして、そこにおいて保安の確保を明確にしていきたい、これがあくまでも一つの目的であります。

○石川委員 これはいろいろな見方の相違で、水かけ論になるのではないかと思つております。しかし、この問題につきましては既存業者が非常に熱心な方が多いわけ、なぜ既存業者がそれほど熱心になるのだということを考えると、良心的に、あくまでも保安対策を自分たちの責任においてやらなければならぬのだということから出たところばかりは、どうも受け取りかねる面がたくさんあ

るわけですね。そういう面から見て、どうも既存業者の権益保全といひますか、そういうにおいがきわめて濃いつつある。この批判は、幾らいま海部さんが、そういうふうな保安対策なんだとおっしゃる、あるいはまた労働者不足のための対策ではないのだということを強調されても、その疑問は依然として残るということだけは私ははっきり申し上げておきたいと思つておる。

というのは、特にこの問題についての反対は、そういうことに携わる労働者の側から非常な不満が出ておつて、業者のほうは非常にこれに対して積極的だといふ、きわめて対照的な形の中からそういう点もくみ取ることができるとはなからうか、われわれは考えておるわけでありまして、この点は水かけ論になりますので、あえてこれ以上追及はいたしませんけれども、この疑問はどうしても消えないということだけははっきり申し上げておきたいと思つておる。

それで、電気工事士に対する実務経験年数、これは最初五年というのでありますが、五年は非常に長過ぎるのだといふことで、三年に短くされたわけでありませう。この実務経験年数というものは、特に電気工事というのは、漏電などの結果による火災などの危険もあるといふようなことで大事をとつたのではないかと思ひます。しかしそのほか、たとえば消防法の危険物取扱主任者だとか、それから消防設備士などにおきまして、あるいはまた工事の基本になる建築士の免状を取る場合でも、経験年数を必要とするといふことはないわけなんです。免許をとれば直ちにそこで業務を開始できるということになつておるのに、電気工事士だけは特に経験年数を必要とする。その気持ちはわからぬことはございませうけれども、ほかの危険物取り扱いの関係やほかのほうとのバランスを考えますと、これだけが特に三年間の経験年数が必要だとされる論拠は、保安対策といふことだけでは何か説明できないような、論拠薄弱じゃないかという感じがしてならぬわけでありませう。この点の三年とされた理由、根拠というものが

について御説明願ひたいと思つておる。

○海部議員 当初五年もしくは七年というのを願ひしようと思つて議論をしたこともあるくらいでありまして、なぜ三年になったかという根拠を申し上げますと、日本のいろいろな法律の中でいわれるさむらい法といひまして、何々士とつく法律の中で一番ゆるやかな規定になつておりますのがこの電気工事士法だと思ひます。現在、最短距離を申し上げますと、中学を卒業して一年間職業訓練を受けられると、十六歳の方が電気工事士の資格を持ち得るわけでありまして、現に持つていらっしゃる方がたくさんあるわけでありませう。

そこで、それらの人々が直ちにこういった電気配線工事を業として営む人としてはたして適格かどうか、これはまたいろいろな角度から議論はございませうが、たとえば、諸外国の立法例なんかを調べてみても、大体未成年者にこういった資格を与えておることはございませうし、また、極端な例かもしれませんが、アメリカのマサチューセツツの州法なんかを見てみますと、電気工事士の受験資格として、同一市町村に五年以上住んでおること、専門の高等学校を卒業してから三年以上実務についた者が初めて受験の資格がある。しかも、ライセンスは毎年一回ごとに更新が必要である。非常に諸外国はきびしい制限を設けてこの電気工事士といふものを扱つておりますし、国内のほうの何々士といふものを扱つておるを見てみても、大体未成年者ではこれらの資格を得ることができないようになっておるわけでありませう。それから、ほかの業態等を調べても、たとえば運送会社は、自動車の台数が五台以上になりますと管理者を置かなければならぬ、管理者の経験年数は三年以上、こうなつておりますし、たまたび引き合ひに出されております建設業法におきまして、現場ごとにおきます主任技術者は、やはり資格を取つてから三年以上の経験が必要である。いろいろ出ておりますので、私どもは、内外のこういったものすべてを勘案いたしまして、経験年数三年ぐらいがやはり必要にして十

分なる最小限度の要求ではなからうか、こう判断して三年ときめたわけであります。

○石川委員 これはまた水かけ論になりそうでありますけれども、いわゆる経験年数がなければ主任技術者にならないという業種も多いと思いますけれども、しかし、逆に、資格をとっただけですぐに業務を開始できるという業種もたくさんあるわけでございます。したがって、これは考え方の違いで、電気工事士だけが特にそうだということの論拠は、ちょっと私はいまの説明では不十分だと思ふわけです。いわば、いままでの既得権益を剥奪しておるのに近いわけでありまして、そういう点からいいますと、こういう仕事に携わっている人たちが非常に反対をするという論拠も理由もわからないことではないと思ふのです。海部さんのおっしゃるそういう保安対策ということの面では、私は理解できないことはないですけれども、なぜこの電気工事士だけがそういうきつい経験年数というものを必要とするに至ったかという理由の説明としては、それだけではなかなか納得性はないのではないかと私は思ふわけなんです。たとえば消防設備士とか危険物取扱主任者などというのは、これはたいへん危険な仕事で、保安上相当経験が必要だと思ふのですけれども、これは、資格をとればすぐに業務を開始できるというように、ことになっておるわけでございます。そういう点で、働くそういう担当の人々の中に非常な不満があるということもゆえなしとしない、私はこう考えておるわけであります。

したがって、結論的に言いますと、この法案は、業務の適正化だとか保安を確保するんだというところに名をかりた営業の制限だ。まあ、やかましく、憲法上規定された職業の自由の制限とか、そこまで申し上げるつもりはないのですけれども、既得権益は少なくとも相当制限をされておるし、一つの営業制限の法律になっておるのではないかと、先ほど申し上げましたように、これは建設業法の中で処理できないということで、建設業の中

のいろんな業種についていろいろ規制法あるいは二重登録ということが出てきますと、建設業法それ自体が相当混乱したものになってくる危険性というものも、これをきつかけとして出てくるんじゃないかという考え方が一つあります。

それから、先ほど申し上げたように、どうも、そういう制限を強化することを通じて、保安対策ということではなくて、労務者不足の場合に、一つの営業所であつて、ほかを転々としても三年の経験は三年の経験として生きるとおっしゃるかも知れませんが、三年なければ電気工事士にはなれないんだというようなことが法律的に確立されれば、これはどうしても一つの足どめになるということは免れないと思ふのです。そういう点で、労務対策、それから既存業者の権益を守る、こういうにおいがきわめて濃くて、一方ではこういう就業の自由、営業制限というものの関連をしてくるのではないかと、われわれはなかなかこの法案については釈然としないものをたくさん持っておるわけであります。

ほかにもこまかい点でいろいろあるのですけれども、また質問される方もございますから、きょうはこの程度にとどめておきます。私の質問を終わります。

○八田委員長 樋上新一君。

○樋上委員 この法案については、前回もいろいろな角度から質問されておりますので、なるべく重複を避けてお伺いしたいと思ひます。多少重複のところがあるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。いま聞いておりました、いろいろなことがございまして、簡単に申し上げたいと思ひます。

この法案の条文をずっと読ましていただきました感じでしたことは、制限的な要素が多分にあると思はれることでございます。まず、十九条について少しく説明をお伺いしたいと思ふので、

○海部議員 おっしゃるように、主任工事士を置いて、その経験が三年以上なければならぬという

ことは、制限といえは確かに制限、規制になります。ところが、憲法にも書いてありますように、職業選択の自由は、これは無制限に自由でなくて、公共の福祉に反しない限りという制約があるはずでありまして、一般国民大衆の福祉、利益、それを守るためにこういった制限が付されることは、憲法違反にはならないという考え方をいたしております。

同時に、いま具体的に十九条を説明せよということでございますが、十九条は、お手元にありますように、「電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士であつて第六條第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。」まあこれがこのポイントでございますが、ここに問題点が二つあると思ひます。

一つは、「その営業所ごとに」と書いてある点であります。これは野党の皆さんとも、実は昨年ずいぶん議論をいたしました。営業所ごとに置くのはきびし過ぎるんじゃないか、一つの店に一人おればいいじゃないか、こういう御意見が強力に出てまいりました。しかし、あくまでこの法律は保安の確保ということを目的としたものでありますので、営業所を置いて、材料を購入したり、契約を結んだり、あるいは人を送ったりするような場所には、やはりおつてもらったほうが保安の確保になる。保安確保という目的からこの「ごと」と、というのをきめたのであります。建設業法のほうはもっときびしく、作業の現場ごとに主任者を置かなければならない、こういうことになっておりますので、保安確保のためには必要だと思ふわけであります。

なお、三年以上の実務経験を要求しましたのは、先ほど石川委員に対して申し上げましたように、いろいろ内外の事情を勘案して、これでなければいけないという判断に立ったからでございます。

す。

○樋上委員 その点はわかりました。

それでは、この法案の目的であります、いまおっしゃいました一般用電気工作物の保安の確保についてお伺いするのですが、電気による事故はどのくらい起こっておるのでしょうか。電気に関係する事故です。

○海部議員 事務的な問題ですので、政府当局から答弁してもらいます。

○馬場（一）政府委員 一般用電気工作物による事故といたしましては、感電事故と火災事故、この二つの範疇になるかと思ひますけれども、最近三年間の事故統計を見ますと、まず感電事故につきましては、大体年間八十人前後の被害者を出しておりました。このうち死者は大体六十人前後でございます。これを原因別に見ますと、被害者の過失とか、あるいは電気工作物の不良とか、それから被害者が自殺しました場合というような順番になっております。

それから電気火災事故につきましては、最近三年間の火災年報で見てもありますと、年間大体四千件程度発生をいたしております。このうち、発火源が電灯、電話等の配線、それから配線器具あるいは漏電により発熱しやすい部分の三つを一応電気工事に関連があるものとしたしまして、その件数を見ますと、大体八百件前後の数字に相なっております。ただし、この八百件という件数の中には、いわゆる一般用電気工作物以外の自家用設備等が含まれておりますので、一般用電気工作物はそのうちで何件であるかということはつまびらかでございせん。大体そういう状況になっております。

○樋上委員 私の調べたところによりますと、電気工作物の不良による感電事故は、感電による事故の中で四十一年は一三％であった。四十二年は二三％、四十三年は四三％と、年々増加しております。それで、電気工作物の不良による感電事故をもう少し詳しく内容を知らないのでありますが、たとえば、設備が老朽化して起きたとか、電気

部品の不良によるか、配線不備による等々いろいろあると思いますが、これらの具体的な内容がありましてお伺いしたいと思います。

○馬場(一)政府委員 感電事故の年間八十件のうちで、原因別に見まして、先ほど順番だけを申し上げましたが、電気工作物の不良に基づくものというふうに類別されますのは、四十一年十件、四十二年十九件、四十三年二十六件でございます。全体が七十六、八十二、六十というふうに移をいたしておりますので、この割合は、先生が仰せになりましたように、割合としては少しずつふえてきておるかと思ひます。

この工作物の不良というものの、原因別にそれがさらにどうなっておるかというのはつまびらかにいたしておりません。

○樋上委員 建造物の電気火災について事故の発生状況は握っていらっしゃいますか。

○馬場(一)政府委員 建造物の電気火災といたしましては、先ほど申しましたように、これは一般用、自家用を含めまして、たとえば電灯、電話線等の配線が悪くて火災に至ったとか、あるいは配線器具の不良によって火災に至ったとか、あるいは漏電によりまして火災が起ったというようなものを概括いたしますと、出入りがございますけれども、年間大体八百件前後というふうになっております。

○樋上委員 私が調べたところによりますと、電灯、電話等の配線の不備により起きたもの、配線器具より起きたもの、漏電により発熱しやすい部分から起きたもの、これらがこういった電気工事業者関係よりの事故と見ますと、電気火災事故は全体の一八%くらいしかない。あとは使用者の不注意によるものとか、電気器具、製品の不備による等がほとんどでして、行為者による責任はわずかなのであります。これはこの電気工事業者の登録及びその業務の規制を行なうことにより、業務の適正な実施を確保することによって、一般用電気工作物の保安の確保に資するという法案の目的があまり意味を持っていないのではないかと、こう

思うのですが、この点いかがでしょう。

○海部議員 お答え申し上げます。

この法案を見ていただきますと、ただ工事するのみならず、工事士が所属する事業所が主任電気工事士のもので仕事をせよといたして、またたとえば第二十二条は工事者でない者に請け負わせることの禁止、第二十三条は、電気用品取締法に基づいて表示が付けられている優良電気用品でなければ使つてはいけないという規定、第二十四条は、営業所ごとにいろいろな安全確保のための器具を備え付けておかねばならないという問題、それからたとえば二十六条は、帳簿の備え付け、これらのことをいろいろと規制しておるわけでありまして、部品の不良とか、配線のミスとか、いろいろな問題等もあわせて総合的に救われるようになっております。

なお、もう一つ申し上げますと、きょうまでいろいろなところで火災が起つておりますが、たとえば新潟の火災であるとか、いろいろ判例等を調べますと、どうも原因が不明の場合によく漏電、漏電といつて片づけられるようなケースが起りがちであります。そういったときに反論をする有力な証拠も何もなく、工事をやった店の規制もできないというのではいろいろな面で不安であるというふうな点等もございまして、今後はどこで起つた火災の場合には、たとえばその帳簿があつて、どの人かがどういった理由でどういう配線系統をやつたかということも証拠として残しておこう、こういうことも等も義務づけておりますので、いろいろな意味で総合的に保安の確保に役立つようになっておる、こう判断しております。

○樋上委員 この電気火災事故をずっとながめてみますと、一般住民の電気に対する正しい知識をPRしなければならぬ、電気製品の部品を厳格に検査することによって電気火災事故は大幅に減少するものではないかと私は考えます。ところが、電気工事業者のみにその責任を全部負わすということは問題でございまして、それではいまま

で工事をやっていたものは、いつそういうところで火災が起るかわからない。これは一般住民に不安を与えることになる。言うならば電気業者に信用がないといへないのですが、そういうところを今度のこの法案で見ますと、全部電気工事業者という点になっておるのですが、私はこういう点において、もっとも部品の厳格な検査、そういうようなところを考えたならば、保安の確保も十分できると思うのですが、この点どうでしょう。

○海部議員 むしろ私どもの判断の中には、逆のような方向にメリットが上がるのでなからうかと判断いたしておる点もございまして。すなわち、部品の他は一つ一つきびしく適正に検査をして表示を付した部品を使わなければならぬということが明示されておるわけでありまして、火災になった場合に、この法律で初めて全部が電気工事業者の責任というのではなくて、むしろ訴訟技術的に申しますと、挙証責任の転換と申しますか、これこれの部品を使い、善良な管理者の注意義務を怠らぬに工事をしましたということを立証しますと、その出火の責任を追及するの被告が原告の側に移っていくという、そういうメリットも含まれておるわけでございますから、この法律の規制しておる方向は、何が何でも全部業者におかぶせようというのではなくて、それぞれ主張すべき正当な立場は保護する、そのかわり部品も帳簿のやり方もきびしく規制していこう、こういう考え方であります。

○樋上委員 前回もこの委員会で練りに練られたという、あの営業所ごとに資格者を置かなければならぬということとでございまして、営業所に主任電気工事士を置かねばならない最も重要な理由はどこにあるのですか。

○海部議員 最も重要な理由はやはり保安の確保でございます。そうして、その営業所というものは、やはり名目だけに止まらずに、たしかこの前は山の中にある取り次ぎ所まで営業所にするのかもしれないという感じがございましたが、単なる取り次

ぎ機関には置かなくてもいいという、これは常識の判断でございますが、やはり営業所ごとに置くほうが保安の確保のためになる、こういう判断でございます。

○樋上委員 いまちょっと触れましたが、私もそれを言いたかつたのです。山間僻地のものにもそれを置くということになると、非常に私は問題があるんじゃないかと思うんですよ。ラジオ店等が一種のサービスとして軽便な電気工事をやっておる、そういうところに、この法律の制定により、これらの便益を享受しておった住民の利益を阻害しないために、またこういうところで十分立つておるのに、そこへまた一人置かなければならないというところに私は不満を持っておりますが、その点を重ねてひとつ……。

○海部議員 御指摘のとおりでございますけれども、それらの便益を決して阻害しないように考慮いたしまして、たとえば一般の御家庭でも、電気工事士法に基づく電気工事士でなくともできる軽微な電気作業というものはございまして。同時にこの法律では、第二条の中のただし書きで、「家庭用電気機械器具の販売に附随して行なう工事及び電気工事士法の第二条第二項ただし書の政令で定める軽微な工事を除く」というようになっておりますが、山間僻地の場合に、家庭にいろいろな電気製品を売る、それに必要な配線工事、そういったものはこの法律の適用除外になつておるわけでございますから、その御心配は毛頭ないと思ひます。山間僻地には、大きな電気工事店を常時置いておいたり、営業所を常設して置いておく必要もあまりないというので、ラジオ、テレビ屋さん程度が山間僻地にあるのが実情でございますので、これらは、この法律で制限されないように第二条で明確に書いておりますので、御心配には及ばないのではないかと、こう判断いたします。

○樋上委員 では、第三十条で、通商産業大臣又は都道府県知事は、登録の取り消しをしようとするときは、「当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行な

わなければならぬ。こうありますが、「相当な期間」とはどのくらいのことをいうのか、お聞かせ願いたい。

○馬場(一)政府委員 お答え申し上げます。

「相当な期間」というのは、特に何カ月というふうに法定はしておりませんが、大体一カ月以内というくらいの運用であると思います。

○樋上委員 「相当な期間」というのですから相当長い間かと思っております。それについて一カ月以内ですか。私はこうお尋ねしようと思つたんです。よ、「相当な期間」というのですから、相当な期間に、虚偽の届け出をしていたものを変更の届け出をして正常なものとした場合、本来であれば「一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する」という第三十六条の罰則規定になるわけですが、これらがわからないままに行なわれるのではないかと思うのですが、この点はどうでしょう。

○馬場(一)政府委員 これは、二十八条の登録取り消しの該当事由がそこにいろいろ列記されておりますが、こういうケースによつて、必ず何はどうかという画一的にはきめられぬかと思つたが、相当の期間において聴聞を行ないますという意味は、これは業者にとりましては、登録を取り消されるという非常に重要な処分でございますので、いろいろ準備期間等もございましょうし、そういう意味で期間を置く、こういう規定になつてゐるわけでございます。

○樋上委員 別にこれについて罰則規定はつくらなくてもいいのですか。

○馬場(一)政府委員 ちょっと私、御質問の趣旨がよくわかりませんが、罰則を置かないというのは何に對してですか。

○樋上委員 こういうような不正なことが行なわれたときに、罰則をこしらえておかななくてもいいのですか。虚偽の申請をされた場合ですね。

○馬場(一)政府委員 これは登録をするという制度になつておりますので、その登録をするのに該当しない者、たとえば虚偽のなをして登録を受

けた者というのは、その登録を取り消されますと、電気工事業者というものを営むわけにまいりませんので、これが実質的には一番重い制裁であらうかと存じております。

○樋上委員 次に、建設業法との法案との関係はどういうふうになつておるのですかお聞きしたいのですが、この法案は建設業法との関係が深いので、通商産業省の所管とした理由はどこにあるのですか、お伺いしたい。

○海部議員 お答えいたします。

通商産業省が公益事業局で、電気事業者とかあるいは電気工事士とか一連のものを所管いたしてあります。それから、最初申し上げましたように、建設業法ができましたときには、電気工事店を業として監督し保安の確保をするための法体系が、当時の通産省に整備されておりましたので、建設業法の中へこれを組み込んだ。だから、通産省が業としてこれを規制するような法体系をつくつたときにはこれは返すのだという覚え書きが、建設業法制定当時建設、通産両省においてかわされておるという事実もございまして、公益事業局の中でやつていきますほうが、たとえば事業をする者の資格、電気工事士が使う電気用品の規格、電気用品取締法、それから供給者といひますか、電気事業法によつて、電力会社、これを一貫して監督しております通産省の公益事業局に所管を与えるのが、縦割りとして一番スムーズではなからうか、こう判断いたしましたからでございますし、建設省とも十分その話をいたしまして合意に達している問題であります。

○樋上委員 またくだいようでありまするが、「一般電気工作物」とは具体的に何をさしているのございませうか。

○馬場(一)政府委員 この法律でいつております「一般電気工作物」と申しますのは、これは電気事業法に電気工作物の区分がございまして、それにいう一般電気工作物でございまして、これは概括的に申しますと、大体、一般家庭とかあるいは商店等に設けられました屋内外配線ということ

でございまして、電気事業法の定義でまいりますと、原則として、電気事業者から大体六百ボルト以下の低圧で受電をいたしまして、そしてその受電の場所と同じ構内でそれを使用するための設備、工作物というものを一般電気用工作物と称しておるわけでございます。

○樋上委員 この法案によつて、現在電気工事業者が行なつてゐるいわゆる零細業者の営業が制限されるのではなからうか、こういうことを心配するのございませうか。

○海部議員 確かに当初出しておりました原案ですと、工事士の数が複数になつておりましたから、複数になりますと、現在一人をやつておる方が営業の制限を受けるのではなからうかと御心配があつたかと思つたが、昨年改正をいたしております。今度提案いたしておりますのは一人でありまして、制限することにはならないと思ひます。三年の経験の有する者が初めて営業主になれる、こういう法案でありますけれども、現在電気工事店を一人で営んでゐる方は、極端なことをいいますと、きのう工事士の資格を取つて、きょう開店をされてきょう初日である方も、経過規定によつて三年の経験者とみなすことになつておりますので、既得権をそこなうということとは一人もない、こういうことになつております。

○樋上委員 本法案では、「通商産業大臣又は都道府県知事は、電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない」とあるが、具体的にどのようなことを行なわれるのですか、お伺いしたい。

○海部議員 苦情処理のあつせんは、これは消費者の利益を考へての規定であります。これは昨年の国会で一条追加をいたしまして、モデルといひましたのは、やはり建設業法の中にあります苦情処理のあつせんが一番いいと思つたのであります。消費

者保護基本法の中にあります苦情処理のあつせん方式というものが一番妥当だと思ひまして、こういった規定を設けたのであります。

具体的にどういふことになるかと申しますと、やはり発注者とそれから工事業者との間に意思の疎通を欠くことがございまして。たとえば発注者のほうがこれは気に入らないと思ひまして、みづから工事士の免許を持っておりますと仕事をやり直すこともできない点もございまして。そういうときにほうっておきますと、もう仕事は済んでおるのだというところで修理に來ない場合、通産大臣または都道府県知事が中に入って苦情を聞いて、その訂正を促進させるとか、工事のやり直しを命ずるとか、いろいろな仲介あつせんを要する、そういう意味でこの条を設けてございまして。

○樋上委員 私いろいろと勉強不足でございしますが、この法案の目的である保安の確保という点を考えますならば、現在ある電気工事士法、電気事業法、電気用品取締法等を厳重に実施していけば、十分安全の確保は保てると思つたのです。もしそれがだめなら、電気工事業者を規制するのでなくして、いわゆる検査、チェックの機関を別に設けたらいいのではないかと。先ほど来から、立ち入りできないとかいろいろ問題がいろいろ出ておりますけれども、この電気工事業者を規制するのではなくして、そういうところへ立ち入りして、安全にいはゆる別の機関をこさえたならば、この立法をやらずとも、従来までのものでやつていけるんじゃないかと。こういうぐあいに思つたのでございまして、一般常識と言ひますといけませんけれども、中小の電気業者はこの立法に對して反対をしてゐる。あまり喜んでおらないというやうな点も多々聞かれました。この法案は大電気業者は喜んであらうけれども、中小電気業者としては、この法案が通ることによつて自分の生活にも大いなる影響があるという心配もいたしておる点もございまして。先ほど来から、いろいろとお伺いしておるのですけれども、こういうチェックの問題、また厳重なる検査、立ち入りもできるやうな別な一つのものをこしらえていく点について、いかがお考えになつておりますか。

○海部議員 樋上先生の御意見、この前も出たわけでございますが、立ち入り検査をあまり極端に認めますと、今度は憲法上の問題等も出てまいりますし、検査を厳重にするということは、いくらか厳重な検査をいたしたとしても、やはりアフターケア的な性格を帯びてくると思います。私どもは、そういうふうなことがなくて、状況を先取りするといえますか、初めからそういう心配のないように出発点において規制をしておいたほうが、機械的にも簡素であるし、別な検査機関をつくらなくともよろしいし、憲法違反の疑いのあるような強制立ち入りや代執行のような規定を置かなくていいことになりそうですので、どちらがいいかというのを判断した結果、やはり検査機関できびしく検査していくというあの問題よりも、先取りして初めから規制していったほうが、機構も簡素で済むし、より安全が確保される、こう判断いたしましたので、事後のきびしい検査機関を置くということを考えてはとらないことにしたわけでありました。

○樋上委員 そうしますと、登録業者はそれで資格を受ければ、自分のやった工事ですから、絶対安全だということを自分がやって自分が認めているんでしょ。そういうときに、もし事故が起きたときには、先ほど、だれが工事をしてこうしたんだということはありますけれども、業者というものは、やはり自分の工事をやったものには、いろいろの問題で多少手を抜く場合がなきにしもあらず。こういうチェックの問題はどこでやるのですか。

○海部議員 もちろん、おっしゃるとおりでありますけれども、それは不十分なが、ただいまあります保安協会が竣工検査をいたしまして、工事ができ上がって送電開始前に検査をいたしておりますし、それから業者自身が手を抜いたりなんかすることがないように、こういう規制をしいこうという考えでありますので、業者の皆さんにはあくまでも自覚と責任を持ってやってもらわなければならぬ、こう思っております。

○樋上委員 電気工事業者に納得させてこの法案ができることによって、火災も起こらないし安全の確保もできるんだということを、もっともとあらゆる点でわれわれ政治家としては納得させなければならぬ。このままでは、この法案の反対などの陳情が来ますときに、いま申し上げましたいろいろな点がまだ十分納得されてない、こう私たちは思うのです。その点において、これは余談ですけども、これも議員立法でしたが、管理・美容師の問題が社労でありまして、業者から、非常に衛生管理上こういうことは望ましいことだから立法をやれというぐあいはいわれてきた。それでできた。そうしたらそれがどう然と反対になってきておる。屋上屋を重ねる、そういう立法をやる必要はないという全国的に反対が起きたことは御承知かと思うのですけれども、私は老練心ながら、今度の問題もそういうことが起こってきはないか、そういう点について最後にもう一言伺いたいと思います。

○海部議員 もちろん私も業界の要請によって、賛成だからやる、反対だからやらない、こういう角度のものじゃないのでありまして、率直に申し上げると、ただいまの案というものは業界の方には不満だらうと思います。それは、要請とおり複数にもなっておらないし、いろいろな面で業界の要望というものは消えておりますので、そういった点では不満だらうと思います。

それからもう一つは、そういったことを重々感じましたからこそ、全国的唯一の組織である全日本電気工業協同組合に何回もこの点を念を押しまして、そうしてかりそめにもそういう反論やうちゲバがあつては困る、ほんとうの意見を聞きたいと、いろいろ聞いてみたのであります。

事態をいたしますと、ただいま電気工事士の免許を持つておる方は、全国に二十万人あるわけですから、ところが、この電気工事士の免許たるや、更新の制度というものは全然ないのでありますから、現に国会議員の現職の先生で電気工事士の免許を持つていらつしやる方も数名あるようであり

ますし、電気工事士の資格を持つて全然業に参加していない方もあるようでありまして、実際参加して働いていらつしやるのは、その半数の十万余に達するといわれております。加盟店全部を調査しましたところ、これに対して先生の御心配になるように、大型電気工事店のためにやるのであつて、零細工務店を弾圧するためにやるというような感觸は、いまのところ絶対ないようでございます。先生のところへ零細店から反対がどんだん来ると、こうおっしゃるわけでありましたが、当初私どものところへ来ておりましたのは、一人親方のところで反対をしておったのであります。今度は一変したわけでありまして、一人親方のところからの反対は来なくなりまして、ラジオ、テレビのほうのところでも、第二条ただし書きでこれは電気工業の対象からはずすということを明確にいたしましたので、一人親方のラジオ、テレビの皆さんからも反対はいまは来なくなつておる、私はこう理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

○樋上委員 以上で終わります。

○八田委員長 川端文夫君。

○川端委員 この法案に対してはかなり詳しい質疑が行なわれているので、角度を変えて一言お尋ねしてみたいと思うのですが、この法案を提案されておる海部さんをはじめ賛成者は、全員私は自民党の所属の人々であるように見受けておるのだから、それに違いありませんか。

○海部議員 そのとおりであります。

○川端委員 目下の日本の政治は政党政治下であつて、口を開けば自民党の人々は、われわれは責任政党である、こういう意味において、政府と一体感を訴えて今日までこられておるはずで、自民党にかかわらず、政府提案を行なわないで、自民党だけの法案提出ということに対して、どういう理由があつたか、その内容を少しお聞かせ願いたいと思うのです。

○海部議員 先ほど来申し上げておりますように、政府提案にならなかつた根本的な原因は、通

産省と建設省の間で当初出しておりました複数工事を含むという原案に対して、いろいろ意見が食い違つた点がございました。それから、さかのぼつて昭和二十四年の覚え書き等のものの考え方、その後いろいろの変遷がありまして、必ずしも政府提案に踏み切ることができないという理由がありましたので、議員立法で提案をしたわけでありました。

内容は、昨年の修正によりまして大幅に変更しておりますけれども、議員立法としてきょうまでやってきたといういきさつもあり、野党の皆さんとお話し合いの結果、内容があのようになつたという経緯もございますので、議員立法として出させてもらつたわけでありました。

○川端委員 私は経緯を知らないのだから、初歩的な質問になつて恐縮な面もあるかもしれませんが、けれども、私が調べたところによれば、昭和四十年に麻生良方君が提出者になつて賛成されたその案と比較しながらいろいろ検討してみたわけですが、たいして違わぬのです。その点は自民党単独提案という議員立法の出方というものと、それらの経緯の中で野党と十分話し合つたというところの中に、何となく割り切れない、初めて聞く者としては合点のいかぬ面があるのですが、この点ももう少しわかりやすく教えていただきたい。質問というより教えていただきたいと思うのです。

○海部議員 申し上げます。

確かに、あれは昭和四十年でございましたが、麻生さん外から案も出ました。私どもの案と食ひ違ひが相当ございましたので、別々に提案いたしました。たしかその翌年は民社党の皆さんに御理解いただきまして、私どもと民社党さんと共同提案をすることができました。そのときは民社党が賛成だとおっしゃつたからであります。前回の国会で、私どもは野党の皆さん方の御意見を十分聞いて判断をして提案したのであります。残念ながら民社党さんのほうが反対の立場を表明されましたので、反対の方と共同提案できないことは御承知のとおりだと思います。

今回提出しております法案は、前回ここで御審議をいただき、野党各党の皆さん方は一応反対の意見を表明された内容そのまゝの法案を出したのでございますから、私は、できればこれは各党一致の法案にして、委員長提案の形で御審議をいただきたいと念願しておたわけでありましたけれども、残念ながら御賛成がいただけなかったもので、自民党単独提案というやむにやまれぬ形になったことを御理解いただきたいと思ひます。

○川端委員 議会政治は多数決、これはやむを得ない最後の必要悪であることは、私も認めたかと思ひます。しかしながら、そうであつても、やはり、少数党の意見にも正しい意見があれば多数党もこれに協力するという姿があつてこそ、議会制民主主義というものが、国会の權威が高められると思うのだが、何となくそこら辺が私は十分理解しにくい。こういう点は、まだ国会開会されて私どもが参加した日が浅うございますから、十分先例等はわかりませんけれども、いま私どもの手元に入っている議員立法の中に、一党で出している——宣伝の場合は別として、通すという立場に立つて、しかも与党から出ているものはないように思われるのだが、この点どうも割り切れない気持ちがあることだけは——答弁はできるかできぬか知らぬけれども、前にはこうだったと言われても、前と違ふものも入っているのだから、この点は割り切れない。この気持ちを持ってこの法案を見ていることをひとつ御理解おきを願ひたいと思ひます。

そこで、先ほどからも話がありましたが、いま一つ、先ほどの管理美容師の問題等で問題になっているのだが、何回か役所にも聞いても、何かはつきりものを言うやうな。議員立法の場合においては、やがて法律となつて、施行する場合に変わりがなければ、どうもなわ張り根性というほどではないかもしれぬけれども、まますくいにする例があるのではないか、こういう疑問を特に管理美容師の問題の陳情を両方の人を呼んで聞いておる立場の中から、どうしても感ずるので

す。この点は、通産省としては議員立法であるが必要である、こういうことを言い切れる根拠をひとつお話を承りたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 先ほど来からいろいろな話の出でおりますように、一般用の電気工作物の規制につきましては、電気事業法、あるいは電気用品取締法、あるいは電気工事法と三つの法体系がございまして、しかしながら、先ほど海部先生のお話にもございましたように、電気事業法による一般用電気工作物の、できましてからの保安の確保という点は、いわゆるアフターケアでございまして、むしろ一番大事なことは、一般用電気工作物が新たに家庭に設置をせられますときに、その工事が責任をもって安全に行なわれるということであるかと思ひます。

その面に関しましては、それに使われます電気用品が一定の基準以上のものでなければいかぬという法体系はすででございます。しかし電気用品を一般家庭に設置いたしますのは、どうしてもある人によって電気工事というものは必要でございますから、この電気工事に従事する人の資格をきめた電気工事士法もございまして、同時にそれは、一つの営業として発注者から頼まれて工事が行なわれるわけでございますから、その工事をやる業者そのもの、電気工事業者のものにつきまして、一定の要件を備えた、登録された業者がそれを行なうという法体系が非常に望ましいというところは、かねてから通産省としても考えておたところでございます。

ただ、いろいろ先ほど来からお話の出でございましたように、建設業法との法域の関係等でもうしても役所同士では話のつかないところがございまして、議員立法の形をとっていただいておりますわけでございます。この法律が成立をいたしますれば、これは所管である通産省といたしまして、政府提案である、議員提案であるということにかかわらずなく、この法律の目的とするところを果たしますように、われわれとしても全力を尽くしていきたくと思ひます。

○川端委員 先ほど、電気による被害というか、災害等の問題は質問があつたから重複を避けまされども、問題は、いまお話しになった、規格に合った部品なり用品を使う、こういうことをこの法律にきめるといふ、このきめ方をなさるわけですが、これは局じやないが、事務的なところに入るから局から御返事いただきたいと思ひますけれども、いわゆる用品なり部品の規格と思われぬものを現在使われている現況を、何か具体的なものをあつかみであるのかどうか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 電気用品取締法によりまして、その法律の対象になっております電気用品については、一定の基準というものがなければ電気用品として製造、販売することはできません。したがつて、いわゆるそういう基準に合わない電気用品が使われておるといふ状態は、これは違法の状態でございますから、たてまえから申し上げますと、基準に合わない電気用品が使われておるといふことはございません。この法律で、電気工事業者を営む者が工事をやります際には、電気用品取締法に定められた電気用品を使わなければいかぬと書いてあるのは、そういう意味からいふと、これは電気用品取締法によるたてまえとありの工事をやれという規定とわれわれとしては解釈をいたしております。

○川端委員 そうなると、提案者のほうに承りたのですが、言うならば、現在、電気事業法なりその他の法律によつてそういう不適格なものは使われていない、こう断定されておるとすれば、この法案の内容に書かれてあるこの条文は、必要がないにもかかわらず、一応法体系をつくるための文章であるのかどうか、この点をひとつ承つておきたい。

○馬場(一)政府委員 電気用品取締法におきましては、対象になつた電気用品について一定の基準を要求しております、その基準に合わない電気用品を製造、販売することを電気用品取締法によつてとめておるわけでございます。それをもし

違反をいたしました製造、販売いたしました者は、電気用品取締法によりまして罰則を受けます。しかし、この法律でいつておりますことは、出回っております電気用品、定められた規格の電気用品でなければ工事に使つてはならない。電気用品取締法のほうは、いわゆる規格に合わない電気用品の製造、販売を規制する法律でございまして、この法律はこの電気用品を一定の電気工事に使つてはならないという使用面の規制を、実際に電気工事をなします電気事業者に課しておる規定でございます。この規定に違反いたしますと、この電気工事業者に對してそういうことに對する罰則がある、こういう関係でございます。

○川端委員 あまり愚論になるから聞きませんが、それでも、そういう不正なもの、不適格なものをつくらせない、つくつていないのに、これから使う危険を防ぐのだ、こういう形はどうも必要ないやうには思ふけれども、それはそれとして、新しい法律をつくる以上は一応体制を整えておくという意味と理解して納得はいたします。

そこで、この法案をもう一ぺんさかのぼつてひとつお尋ねしておきたいのでありますが、この法案の審議の過程の中で、もし各党の意見の中で、具体的な問題でなおよりよいものになるというならば、共同修正に應ずる用意があるかどうか。これが絶対のものだからこれで通してほしいというお気持ちかどうかということ、もう一ぺん確かめておきたいと思ひます。

○海部議員 おっしゃるとおり、各党共同でこれよりもよいと判断される内容等がございましたら、修正には応ずるつもりでございます。

○川端委員 前に、類似の法案を出した——この法案をつくるときには私はまだ議員でなかつたけれども、参画した一人として、基本的には賛成したいという気持ちで質問いたしておるわけですから、私どもも今後研究いたしまして、なるべく早い機会に相談する機会を得たいと思つておりますので、御理解おきを願ひたい。

最後に、委員長に御理解願ひたい一つがあるわ

けです。先ほども建設業法との関係、これがい
ろいろ問題になっているようでありますが、どう
ぞ勇気を持ってやってもらいたい。建設業法があ
るために、当然分離して受注できる中小企業の方
々も、建設業法の元請から下請の形でかなりき
びしい条件に苦しんでおる人のほうが多い。
こういう点をひとつ御理解願って、私は、電気工
業だけでなく、たとえば建設業の中の鉄筋業者の
ためにも何らかの処置をしてあげたいものだ、こ
ういうことも考えているものであることをつけ加
えて、委員長に今後の対処方をお願いしておき
いと存じます。

質問を終わります。

○八田委員長 次回は明十二日、午前十時理事
会、午前十時三十分、委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十四分散会

昭和四五年三月一八日印刷

昭和四五年三月一九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局